

判例速報

模範六法



令和 8 年版

模範六法をご愛用いただきありがとうございます。追録として「判例速報」をここにお届けいたします。

「模範六法」のあゆみは、同書巻末に示してあります通り、大正 10 年に「模範六法全書」として創刊して以来戦時中の一時期を除き今日まで 100 余年に渡り刊行を続けております。その間、早くも昭和 9 年には参照条文を付したのをはじめ、昭和 32 年版において初めて判例を挿入し、以後、46 年版、57 年版、62 年版、平成 9 年版において大改訂を行い、内容の充実に努めてまいりました。平成 27 年版では、紙面・装丁をリニューアルいたしました。

今回の「判例速報」には、重要判例要旨を 34 件掲載いたしました。また「模範六法」2026 年版の内容現在以後公布された法令中、本書に関係する改正法令を紹介いたしました。

昭和 49 年版に追録を発刊して以来、今回の「判例速報」で第 53 号となりました。今後とも読者諸賢のご意見を承りながら一層の充実をはかりたいと思います。

2026 年 3 月 1 日

三省堂編修所

目次

重要判例要旨集……………3

憲法編 (6件)	3
行政法編 (2件)	4
民法編 (8件)	5
商法編 (2件)	6
民事訴訟法編 (3件)	7
刑法編 (4件)	8
刑事訴訟法編 (7件)	9
社会法編 (2件)	10

おもな改正法令の紹介……………12

憲法編 (1件)	12
行政法編 (2件)	12
民法編 (5件)	13
商法編 (3件)	16
民事訴訟法編 (10件)	19
刑法編 (3件)	27
刑事訴訟法編 (4件)	30
社会法編 (5件)	39
経済法編 (3件)	52

重要判例要旨集

ここでは、原則として令和7年1月から12月に至る1年間の主要な判例あるいは決定の要旨34件を掲載した。

編修部

【憲法編】

1 持続化給付金等支払請求事件

●風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律2条7項1号、憲法14条1項

○国が風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律2条7項1号所定の無店舗型風俗特殊営業を行う事業者に対して持続化給付金給付規程（中小法人等向け）（令2・8・1付けのもの）及び家賃支援給付金給付規程（中小法人等向け）（令2・10・29改正前のもの）に定める各給付金を給付しないこととしていることは、憲法14条1項に違反しない（補足意見及び反対意見がある）。（最判令7・6・16民集79-4-1523）

2 児童扶養手当支給停止処分取消請求事件

●児童扶養手当法（令2法40による改正前のもの）13条の2第2項1号、児童扶養手当法施行令（令2政318による改正前のもの）6条の4、憲法25条・14条1項

○児童扶養手当法（令2法40による改正前のもの）13条の2第2項1号の規定及び児童扶養手当法施行令（令2政318による改正前のもの）6条の4の規定のうち同号所定の公的年金給付中の受給権者に子があることによって加算された部分以外の部分を対象として児童扶養手当の支給を制限する旨を定める部分は、障害基礎年金との併給調整において憲法25条、14条1項に違反しない。（最判令7・6・10判例地方自治519-72）

3 医療を受けさせるために入院をさせる旨の決定に対する抗告棄却決定に対する再抗告事件

●憲法31条、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律64条2項、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律による審判の手續等に関する規則89条2項

○心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律64条2項及び心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律による審判の手續等に関する規則89条2項の各規定が憲法31条に違反するとの主張が欠前提処理された事例。（最判令7・6・23判例集未掲載）

4 警察庁保有個人情報管理簿一部不開示決定取消等請求事件

●行政機関の保有する情報の公開に関する法律5条・6条

○表形式の行政文書の「備考」欄に記録された情報につき、一体的に不開示情報該当性についての判断をした原審の判断に違法があるとされた事例。（最判令7・6・3民集79-4-1389）

5 行政文書不開示処分取消等請求事件

●行政機関の保有する情報の公開に関する法律 5 条 6 項

- 機能性表示食品に係る機能性関与成分に関する検証事業の報告書に記録された情報が情報公開法（平 28 法 51 による改正前のもの）5 条 6 号柱書き及び同号イ所定の不開示情報に該当するとして原審の判断に違法があるとされた事例。（最判令 7・6・6 判例集未登載）

6 裁判所書記官忌避申立て事件却下決定に対する即時抗告事件

●弁護士法 57 条 1 項 2 号

- 業務停止の懲戒処分を受けた弁護士が当該懲戒処分に違反してした即時抗告が補正を命ずることなく不適法として却下された事例。（最判令 7・12・18 判例集未登載）

【行政法編】

7 糸島市・市消防本部消防長事件

●国家賠償法 1 条、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律 30 条の 2、地方公務員法 29 条・30 条・33 条・35 条

- 地方公共団体の消防職員が部下に対する言動等を理由として受けた懲戒免職処分が裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用した違法なものであるとした原審の判断に違法があるとされた事例。（最判令 7・9・2 裁判所時報 1871-3）

8 懲戒免職処分取消等、懲戒処分取消請求事件

●地方公務員法 29 条 1 項

- 地方公共団体の消防職員が部下に対する言動等を理由として懲戒免職処分を受けた場合において、次の(1)～(3)など判示の事情の下では、上記処分が裁量権の範囲を逸脱し、又はこれを濫用した違法なものであるとした原審の判断には、懲戒権者の裁量権に関する法令の解釈適用を誤った違法がある。

(1) 上記消防職員は、上記言動の当時、消防隊の小隊長等として消防職員を指導すべき立場にあった。

(2) 上記言動の中には、①採用後間もない部下に対し、鉄棒に掛けたロープで身体を縛って懸垂をさせたうえ、部下が力尽きた後もそのロープを保持して数分間宙づりにして更に懸垂するよう指示したり、熱中症の症状を呈するまで訓練を繰り返させたり、体力の限界のため倒れ込んだことに対するペナルティと称して更に過酷なトレーニングをさせたりする行為や、②部下に恐怖感や屈辱感を与えたり、その人格を否定したり、その家族をも侮辱したりする発言が含まれている。

(3) 上記言動は、少なくとも 10 人の部下に対し、十数年の長期間、多数回にわたり、執拗に繰り返されたものである（補足意見がある）。（最判令 7・9・2 裁判所時報 1871-3）

【民法編】

9 設備費用請求事件

●民法 242 条

○液化石油ガス供給のために戸建て住宅に設置された消費設備に係る配管等につき当該住宅に付合しており民法 242 条ただし書の適用もないとされた事例。(最判令 7・12・23 判例集未登載)

10 事務管理費用償還等請求事件

●民法 697 条 1 項・702 条 1 項、廃棄物の処理及び清掃に関する法律 6 条の 2 第 2 項・19 条の 7 第 1 項

○市町村から一般廃棄物の処分の委託を受けた者が、当該市町村の区域外において一般廃棄物処理基準に適合しない処分を行い、これに起因して生活環境の保全上支障が生じ又は生ずるおそれがある場合に、上記処分の場所がその区域内に含まれる市町村がその支障の除去又は発生の防止のために必要な措置を講じたときは、当該市町村が上記委託をした市町村の事務の管理をしたものとして、事務管理が成立し得る。(最判令 7・7・14 裁判所時報 1867-7)

11 不当利得返還等請求事件

●民法 703 条

○不動産の管理業等を目的とする株式会社である X は、甲別荘地内に土地を所有する者との間で個別に管理契約を締結し、甲別荘地において上記管理契約に基づく管理業務を行っており、Y は、甲別荘地内に土地を所有するものの、X との間で上記管理契約を締結せず、管理費を支払っていない場合において、次の(1)～(5)など判示の事情の下では、Y は、X に対し、上記管理業務に対する管理費として相当と認められる額の不当利得返還義務を負う。

(1) 甲別荘地は、多数の土地及び道路等の施設から成る大規模な別荘地として開発され、現在も別荘地として利用されている。

(2) 上記管理業務の内容は、①道路、側溝及びマンホール等の雨水排水設備、街路灯、消火栓、ごみ集積所等の保全及び維持管理、②毎日 2 回のパトロール実施、道路ゲートの開閉管理、関係者以外の立入り防止、天災地変時の見回り点検、③道路両脇の雑草の刈込み作業、U 字溝内部の清掃作業である。

(3) 上記管理業務に要する費用は、甲別荘地内に土地を所有する者から上記管理業務に対する管理費を収受することによって賄うことが予定されている。

(4) Y は、甲別荘地が別荘地であることを認識して、その 1 区画である土地を取得した。

(5) 上記管理業務は、甲別荘地内に土地を所有する者が個別になし得るものではなく、地方自治体による提供も期待できないものであって、X 以外にこれを提供することができる者がいることとはうかがわれない。(最判令 7・6・30 民集 79-4-2131)

12 不当利得返還等請求事件

●民法 703 条

○別荘地内に土地を所有する者が当該別荘地の管理会社に対し管理費として相当と認められる額の不当利得返還義務を負うとされた事例。(最判令 7・6・30 判例集未登載)

13 損害賠償請求事件

●民法 709 条、民事執行法 36 条 1 項

○請求異議の訴えを本案とする民事執行法 36 条 1 項の強制執行の停止の申立てがされ、強制執行の停止を命ずる裁判がされた後、当該訴えについて請求を棄却する判決が確定し、当該強制執行の停止を命ずる裁判が取り消された場合において、当該申立てをした者に主張した異議の事由が事実上又は法律上の根拠を欠くことについて故意または過失があるときは、当該申立てをした者は、債権者が強制執行の停止によって被った損害を賠償する義務を負う。(最判令 7・9・9 裁判所時報 1871-10)

14 遺言無効確認等、貸金返還、建物収去土地明渡等請求事件

●民法(平 30 法 72 による改正前のもの)1037 条・1036 条

○遺留分に係る計算において、遺産に含まれる土地の共有持分につき、第 1 審判決における評価額に誤りがあると指摘したうえでこれを是正する一方で、同様に是正すべきであった生前贈与に係る土地の共有持分の評価額を是正しないまま主文の結論を導いた原判決の理由に食い違いがあるとされた事例。(最判令 7・12・18 判例集未登載)

15 遺留分減殺請求事件

●民法(平 30 法 72 による改正前のもの)1041 条 1 項

○遺留分権利者から遺留分減殺に基づく土地持分の現物返還請求を受けた受遺者が民法(平 30 法 72 による改正前のもの)1041 条 1 項の規定により上記持分の価額を弁償する旨の意思表示をした場合において、当該遺留分権利者が価額賠償を請求する権利を行使する旨の意思表示をしたことはいかがわれないにもかかわらず、受遺者に対して上記価額の支払を命じた原審の判断には、法令の解釈適用を誤った違法がある。(最判令 7・7・10 裁判所時報 1867-5)

16 残存費用等請求事件

●消費者契約法(令 4 法 59 による改正前のもの)9 条 1 号

- 1 消費者が液化石油ガスの供給等に関する契約を終了させる場合に消費設備に係る配管の設置費用等に関して所定の金額を液化石油ガス販売事業者を支払う旨を定めた条項が、消費者契約法(令 4 法 59 による改正前のもの)9 条 1 号にいう「当該消費者契約の解除に伴う損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項」に当たるとされた事例
- 2 消費者が液化石油ガスの供給等に関する契約を終了させる場合に消費設備に係る配管の設置費用等に関して所定の金額を液化石油ガス販売事業者を支払う旨を定めた条項が、消費者契約法(令 4 法 59 による改正前のもの)9 条 1 号により無効となるとされた事例。(最判令 7・12・23 判例集未登載)

【商法編】

17 損害賠償、求償金請求事件

●保険法 25 条、民法 91 条・709 条・722 条 2 項

○被保険者が自動車の運行に起因する事故等に該当する急激かつ偶然な外来の事故により傷害を被った時に既に存在していた身体の障害又は疾病の影響により、上記傷害が重大となった場合には、保険

会社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払う旨の定めがある自動車保険契約の人身傷害条項の被保険者である被害者に対する加害行為と加害行為前から存在していた被害者の疾患とが共に原因となって損害が発生した事案について、裁判所が、損害賠償の額を定めるに当たり、民法722条2項の過失相殺の規定を類推適用して、上記疾患を斟酌し、その額を減額する場合において、上記疾患が上記定めという身体の障害又は疾病に当たるときは、被害者に対して人身傷害保険金を支払った保険会社は、支払った人身傷害保険金の額と上記の減額をした後の損害額のうちいずれか少ない額を限度として被害者の加害者に対する損害賠償請求権を代位取得する（補足意見がある）。（最判令7・7・4判タ1537-27）

18 保険金請求事件

●(1、2につき)保険法第2章 損害保険、民法91条

- 1 自動車保険契約の人身傷害条項が、保険金請求権者について、同条項の適用対象となる事故によって損害を被った「被保険者。ただし、被保険者が死亡した場合はその法定相続人とする。」と定めている場合において、この定めによって保険金請求権者が定まる人身傷害保険金のうち、上記「被保険者」が上記事故により死亡したときに生ずる保険金の請求権は、同人の相続財産に属する。
- 2 自動車保険契約の人身傷害条項が、(1)保険金請求権者について、同条項の適用対象となる事故によって損害を被った「被保険者」及び「被保険者の父母、配偶者又は子」と定め、(2)人身傷害保険金を支払うべき損害のうち、上記「被保険者」の死亡により「本人のほか、父母、配偶者、子等の遺族が受けた」精神的損害の額として、上記「被保険者」の属性に応じた区分ごとに単一の金額を定めているが、(3)上記「被保険者」の保険金の額と上記「被保険者の父母、配偶者又は子」の保険金の額とを調整する旨の定め等を置いていない場合において、上記事故により死亡した上記「被保険者」が被った損害を填補するための人身傷害保険金の額は、人身傷害保険金を支払うべき同人の精神的損害の額が上記単一の金額の全額であることを前提として算定されるべきであって、同人の死亡により精神的損害を受けた同人の父母、配偶者又は子が存在することは、上記人身傷害保険金の額に影響を及ぼすものではない。（最判令7・10・30判例集未登載）

【民事訴訟法編】

19 婚姻費用の合意無効確認請求事件

●民法760条、民事訴訟法134条の2、家事事件手続法39条・別表第2の2の項

- 夫婦間における婚姻費用の分担の内容を定める合意の無効確認を求める訴えは、確認の利益を欠くものとして不合法である。（最判令7・9・4裁判所時報1871-8）

20 年金額減額処分取消等請求事件

●民事訴訟法312条2項1号

- 合議体の裁判官の1名が代わったが従前の口頭弁論の結果が陳述されないままされた原判決に民事訴訟法312条2項1号に規定する事由があるとされた事例。（最判令7・7・10裁判所時報1867-4）

21 破産手続開始決定に対する抗告棄却決定に対する許可抗告事件

●政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律 10 条 1 項・2 項・10 条の 9、破産法 13 条・35 条、民事訴訟法 28 条、政党助成法 4 条 1 項・33 条 2 項

○政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律 7 条の 2 第 1 項にいう法人である政党等は、同法 10 条 1 項又は 2 項の規定により解散したものでない場合であっても、破産手続開始の決定を受けるべき適格を有する。(最決令 7・10・20 判例集未登載)

【刑法編】

22 窃盗、建造物侵入被告事件

●刑法(令 4 法 67 による改正前のもの)130 条

○土地上に設置されて以降移動されることなく、電気を電柱から電線で引き込んで倉庫として継続的に使用されていた奥行き約 1,240 c m、幅約 240 c m、高さ約 288 c mの大きさの鉄製のコンテナ倉庫は、刑法(令 4 法 67 による改正前のもの)130 条にいう「建造物」に当たる。(最決令 7・10・21 判例集未登載)

23 窃盗、電子計算機使用詐欺、覚醒剤取締法違反被告事件

●刑法 60 条、刑法(令 4 法 67 による改正前のもの)246 条の 2

○還付金等を受け取ることができる旨誤信させられていた者に電話で指示して、振込送金の操作であると気付かせないまま、現金自動預払機で振込送金する操作を行わせ、被告人らの管理する預貯金口座の残高を増加させる電子計算機使用詐欺において、被告人が氏名不詳者らから依頼を受けて同口座のキャッシュカードを使用して現金自動預払機から現金を引き出し、報酬を差し引いた残りを回収役に交付したこと、被告人が特殊詐欺等の犯罪行為によって得られた現金を引き出すものである可能性を認識していたことなどの本件事実関係の下では、被告人と氏名不詳者らとの間で、電子計算機使用詐欺の共謀が認められる(補足意見がある)。(最判令 7・7・11 裁判所時報 1867-14)

24 業務上横領被告事件

●刑法(令 4 法 67 による改正前のもの)253 条、刑事訴訟法 312 条 1 項・2 項

○全体が包括一罪を構成する長期間継続的に行われた業務上横領の事案について、月ごとの横領金額を明示した訴因に対し、第 1 審裁判所が、訴因を下回る合計横領金額を認定しつつ、横領の成立時期をより遅く認定した部分があることに伴い、一部の月の横領金額につき訴因に明示された金額を上回る金額を認定したという事情の下では、第 1 審裁判所が訴因変更手続を経なかったことが違法であるとはいえない。(最決令 7・10・20 判例集未登載)

25 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律違反、大阪府公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例違反、公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例(昭 38 兵庫県条例 66)違反被告事件

●大阪府公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例(令 7 大阪府条例 2 による改正前のもの)15 条 2 項・1 項 1 号・6 条 3 項 2 号、軽犯罪法 1 条 23 号

○大阪府公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例(令 7 大阪府条例 2 による

改正前のもの) 15条2項・1項1号・6条3項2号は軽犯罪法1条23号に違反しない。(最決令7・12・23判例集未掲載)

【刑事訴訟法編】

26 保釈請求却下決定に対する異議申立て棄却決定に対する特別抗告事件

●刑事訴訟法 20 条

○第1審の有罪判決をした裁判官は、刑事訴訟法20条により、当該被告事件の控訴裁判所のする保釈に関する裁判についての職務の執行から除斥される。(最決令7・5・21刑集79-4-149)

27 勾留請求却下の裁判に対する準抗告の決定に対する特別抗告事件

●刑事訴訟法 60 条 1 項・411 条 1 号・426 条・434 条

○贈収賄事件において勾留請求を却下した原々裁判を取り消して勾留を認めた原決定に刑事訴訟法60条1項、426条の解釈適用を誤った違法があるとされた事例。(最決令7・11・27判例集未掲載)

28 接見禁止の裁判に対する準抗告棄却決定に対する特別抗告事件

●刑事訴訟法 81 条・411 条 1 号・426 条・434 条

○性的姿態等撮影未遂被疑事件において接見禁止の裁判に対する準抗告を棄却した原決定に刑事訴訟法81条、426条の解釈適用を誤った違法があるとされた事例。(最決令7・8・14判タ1537-32)

29 司法警察員がした押収物の還付に関する処分に対する準抗告棄却決定に対する特別抗告事件、検察官がした押収物の還付に関する処分に対する準抗告棄却決定に対する特別抗告事件

●刑事訴訟法 124 条 1 項・222 条 1 項・426 条・430 条・432 条

○刑事訴訟法430条の準抗告裁判所は、捜査機関の処分の当否を判断するに当たり、捜査機関が当該処分当時に収集していた資料のみならず、その当時の事実に関する資料であって、その後に捜査機関が収集し、又は裁判所に提出されたものについても考慮に入れるべきである。(最決令7・11・10判例集未掲載)

30 勾留状の個人特定事項の通知請求却下の裁判に対する準抗告棄却決定に対する特別抗告事件

●刑事訴訟法 207 条の 3 第 1 項・433 条

○申立人が釈放された場合における刑事訴訟法207条の3第1項の請求を却下する裁判に対する準抗告棄却決定に対する特別抗告申立の許否(消極)。(最決令7・9・19裁判所時報1872-20)

31 傷害被告事件

●刑事訴訟法 323 条 2 号

○病院の診療録中、刑事訴訟法323条2号により採用された出所不明確な記載を受傷直後の被害者による申告事実の認定に用いた第1審判決の認定判断が違法とされた事例。(最決令7・12・10判例集未掲載)

32 窃盗、強盗致傷被告事件

●刑事訴訟法 379 条・397 条 1 項

○第 1 審裁判所が被害者の検察官調書抄本を刑事訴訟法 321 条 1 項 2 号前段により採用する証拠決定をしたことについて、証拠能力をいまだ獲得していない証拠を採用し、事実認定に供した違法があるとして、同法 397 条 1 項、379 条により第 1 審判決を破棄した原判決は、原審における事実の取調べの結果も踏まえ、前記証拠決定の時点で既に被害者が供述不能の状況にあったとも説示しており、同時点で同法 321 条 1 項 2 号前段の要件を満たしていたと認めているのであるから、前記証拠決定それ自体が違法であるとはいえないにもかかわらず、同法 379 条に規定する事由があるとして第 1 審判決を破棄したことに帰し、同法 397 条 1 項、379 条の解釈適用を誤った違法がある（補足意見がある）。（最決令 7・7・7 裁判所時報 1867-13）

【社会法編】

33 生活保護基準引下げ処分取消等請求事件

●(1、2 につき)生活保護法 3 条・8 条、生活保護法による保護の基準(昭 38 厚告 158。平 27 厚労告 268 による改正前のもの)別表第 1 第 1 章

(2 につき)国家賠償法 1 条 1 項

○1 平成 25 年から平成 27 年にかけて行われた、物価変動率のみを直接の指標として基準生活費を一律に減ずることをその内容に含む、生活保護法による保護の基準（昭 38 厚告 158）中の生活扶助基準の改定は、次の(1)～(4)など判示の事情の下では、その厚生労働大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があり、生活保護法 3 条、8 条 2 項に反して違法である。

(1) 生活扶助基準の改定については、中央社会福祉審議会が昭和 58 年 12 月に公表した意見具申を踏まえ、昭和 59 年度以降、水準均衡方式（当時の生活扶助基準が一般国民の消費実態との均衡上ほぼ妥当であるとの評価を踏まえ、当該年度に想定される一般国民の消費動向を踏まえると同時に、前年度までの一般国民の消費実態との調整を図る方式）が採用されている。

(2) 上記意見具申においては、物価は、そのままでは消費水準を示すものではないので、生活扶助基準の改定に当たり参考資料にとどめるべきものとされている。

(3) 社会保障審議会の生活保護基準部会が平成 25 年 1 月に公表した報告書は、厚生労働省において生活扶助基準の見直しを検討する際には、同報告書の評価及び検証の結果を考慮し、そのうえで他に合理的説明が可能な経済指標を総合的に勘案する場合はその根拠についても明確に示すことを求めている。

(4) 生活扶助基準の水準と一般国民の生活水準との間に生じていた不均衡を是正するために物価変動率のみを直接の指標として用いることについて、社会保障審議会の生活保護基準部会等による審議検討は経られていない。

2 平成 25 年から平成 27 年にかけて、物価変動率のみを直接の指標として基準生活費を一律に減ずることをその内容に含む、生活保護法による保護の基準（昭 38 年厚告 158）中の生活扶助基準の改定が行われた場合において、次の(1)～(5)など判示の事情の下では、上記改定につき国家賠償法 1 条 1 項にいう違法があったということはできない。

(1) 厚生労働省社会・援護局長の下に設置された検討会が平成 19 年 11 月に公表した報告書において、生活扶助基準額が一般低所得世帯における生活扶助相当支出額（消費支出額から家賃、医療

等の生活扶助に相当しないものを除いたもの)より高い状態にある旨の指摘があった。

(2) 平成 20 年 9 月のリーマンショックに端を発する世界的な金融危機が我が国の実体経済に大きな影響を及ぼし、同年頃から平成 23 年頃にかけて、物価、賃金、家計消費がいずれも下落していた。

(3) 厚生労働大臣は、平成 20 年度から平成 24 年度までの生活扶助基準について水準均衡方式(採用当時の生活扶助基準が一般国民の消費実態との均衡上ほぼ妥当であるとの評価を踏まえ、当該年度に想定される一般国民の消費動向を踏まえると同時に、前年度までの一般国民の消費実態との調整を図る方式)による改定をしなかった。

(4) 平成 24 年 8 月に施行された社会保障制度改革推進法附則 2 条 1 号において、政府は生活保護制度に関し生活扶助の給付水準の適正化その他の必要な見直しを早急に行うものとする旨が規定されていた。

(5) 社会保障審議会の福祉部会内に設置された専門委員会が平成 15 年 12 月に公表した中間取りまとめにおいて、生活扶助基準の改定の指標の在り方について検討の必要性が指摘され、消費者物価指数の伸びを上記指標とすることも考えられるとされていた(1につき補足意見、1、2につき反対意見がある)。(最判令 7・6・27 民集 79-4-1640)

34 行政処分取消等請求事件

●障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平 26 法 83 による改正前のもの)7 条、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(令 4 法 76 による改正前のもの)20 条 1 項・22 条 1 項・7 項、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平 27 政 138 による改正前のもの)2 条

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(令 4 法 76 による改正前のもの)20 条 1 項に基づく介護給付費の支給決定に係る申請を却下する処分がされた場合において、次の(1)～(4)など判示の事情の下では、上記処分が違法であるとした原審の判断には、市町村の裁量権に関する法令の解釈適用を誤った結果、受けることができる介護給付のうち自立支援給付に相当するものの量を算定することができないとした市の判断が社会通念に照らし著しく妥当性を欠くものと認められるか否かについて審理を尽くさなかった違法がある。

(1) 上記申請をした者は、上記処分当時、両下肢の機能の全廃及び両上肢の機能の著しい障害により、1 級の身体障害者手帳の交付を受けていた。

(2) 上記の者は、上記処分までに、障害支援区分 4 の認定を受けたうえ、障害福祉サービスの種類を居宅介護、支給量を身体介護月 45 時間及び家事援助月 25 時間とする支給決定を受けていた。

(3) 上記申請は、障害福祉サービスの種類及び支給量について、上記支給決定と同じ内容の支給決定を求めるものであった。

(4) 上記の者は、上記処分当時、65 歳に達していたが、介護保険法 27 条 1 項に基づく申請をしていなかった。(最判令 7・7・17 判タ 1537-19)

おもな改正法令の紹介

- 1、模範六法 2026 年版の法令現在（令和 7 年 8 月 1 日）より後、模範六法に収録している令和 8 年 1 月 31 日までに公布されたおもな法令を収録した。
- 2、模範六法で省略されている部分についての改正は割愛した。
- 3、新旧対照表方式で公布された改正については、改正後の規定のみを掲載し、冒頭に《改正後》と明記した。
- 4、法文中の漢数字は算用数字に置き換えた（号数表示を除く）。

編修部

【憲法編】

□地方財政法

（令和 7 年 12 月 12 日法律第 87 号）

改正法施行日、〔附則参照〕

（地方財政法の一部改正）

第二十九条 地方財政法（昭和二十三年法律第九号）の一部を次のように改正する。

第 10 条第 12 号中「支給」の下に「**、** 医師手当拠出金の納付」を加え、同条第 16 号中「後期高齢者支援金」の下に「**、** 医師手当拠出金」を加える。

附 則〔抄〕

（施行期日）

第 1 条 この法律は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一から八まで 〔省略〕

九 〔前略〕附則〔中略〕第 29 条の規定〔後略〕 公布の日から起算して 3 年を超えない範囲内において政令で定める日

【行政法編】

□地方自治法

（令和 7 年 12 月 12 日法律第 87 号）

改正法施行日、〔附則参照〕

（地方自治法の一部改正）

第 27 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）の一部を次のように改正する。

第 204 条第 2 項中「産業教育手当」の下に「**、** 特定医師手当」を加える。

附 則〔抄〕

（施行期日）

第 1 条 この法律は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一～八〔省略〕

九〔前略〕附則〔中略〕第27条〔中略〕の規定〔中略〕公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日

□地方自治法

(令和7年12月24日法律第89号)

改正法施行日、令8・4・1

(地方自治法等の一部改正)

第7条 次に掲げる法律の規定中「初任給調整手当」の下に「(第一種初任給調整手当及び第二種初任給調整手当をいう。)」を加える。

- 一 地方自治法(昭和22年法律第67号)第204条第2項
- 二～四〔省略〕

【民法編】

□不動産登記規則

(令和7年8月15日法務省令第40号)

改正法施行日、令7・10・1

《改正後》

(申請情報を記録した磁気ディスク)

第51条〔略〕

[2～7 略]

8 第43条の規定は、令第16条第5項において準用する令第14条の電子証明書について準用する。ただし、当該電子証明書には、公証人法施行規則(昭和24年法務府令第9号)第13条第1項に規定する指定公証人電子証明書を含むものとする。

[9・10 略]

□不動産登記規則

(令和7年9月30日法務省令第48号)

改正法施行日、令7・10・1

《改正後》

第42条 令第12条第1項及び第2項の電子署名は、電磁的記録に記録することができる情報に、産業標準化法(昭和24年法律第185号)に基づく日本産業規格(以下「日本産業規格」という。)X5731-8の附属書Dに適合する方法であって同附属書に定めるnの長さの値が二千四十八ビットであるものを講ずる措置とする。

□不動産登記規則

(令和7年10月10日法務省令第49号)

改正法施行日、令8・10・1

《改正後》

(申請の受付)

第 56 条 登記官は、申請情報が提供されたときは、受付帳に申請の受付の年月日及び受付番号を記録しなければならない。

[2～4 略]

(相続人申出等の受付)

第 158 条の 14 [略]

2 前項の規定による受付は、受付帳に申出の受付の年月日及び受付番号を記録する方法によりしなければならない。

[3～5 略]

□不動産登記規則

(令和 7 年 10 月 30 日法務省令第 53 号)

改正法施行日、令 8・4・1

《改正後》

(裁判所への通知)

第 187 条 登記官は、次の各号に掲げる場合には、遅滞なく、管轄地方裁判所にその事件を通知しなければならない。

一 法第 164 条の規定により過料に処せられるべき者があることを職務上知ったとき（登記官が法第 76 条の 2 第 1 項若しくは第 2 項、第 76 条の 3 第 4 項又は第 76 条の 5 の規定による申請をすべき義務に違反した者に対し相当の期間を定めてその申請をすべき旨を催告したにもかかわらず、その期間内にその申請がされないときに限る。）。

二 [略]

□供託規則

(令和 7 年 11 月 20 日法務省令第 55 号)

改正法施行日、令 7・12・1

《改正後》

(添付書類の原本還付)

第 9 条の 2 供託書、代供託請求書、附属供託請求書、供託物保管替請求書、供託物払渡請求書、供託金利息請求書又は供託有価証券利札請求書に添付した書類については、供託又は請求に際し、還付を請求することができる。ただし、第 30 条第 1 項の証明書及び委任による代理人の権限を証する書面であつてこれらの請求書に係る請求のためにのみ作成されたものについては、この限りでない。

[2～5 略]

(供託物払渡請求書)

第 22 条 [略]

2 [略]

[一～四 略]

五 供託金の払渡しを請求するときは、次に掲げる方法のうちいずれの方法により供託金の払渡しを受けようとするかの別

イ 預貯金振込みの方法（日本銀行が指定した銀行その他の金融機関の当該請求者又はその代理人の預金又は貯金に振り込む方法をいう。第 43 条第 1 項において同じ。）

ロ 国庫金振替の方法

ハ 小切手の振出しの方法

ニ 隔地払の方法（供託所の保管金取扱店である日本銀行所在地外の日本銀行その他供託官の定める銀行において供託金の払渡しをする方法をいう。）

[号を削る。]

六～十一 [略]

（印鑑証明書の添付等）

第 26 条 [略]

2 [略]

3 [略]

[一～三 略]

四 法令の規定に基づき印鑑を登記所に提出することができる者以外の者が供託物の取戻しを請求する場合において、官庁又は公署から交付を受けた供託の原因が消滅したことを証する書面を供託物払渡請求書に添付したとき。

[五・六 略]

4 [略]

（払渡しの手続）

第 28 条 供託官は、供託金の払渡しの請求を理由があると認めるときは、供託物払渡請求書に払渡しを認可する旨を記載して押印しなければならない。

2 前項の場合において、供託物払渡請求書に第 22 条第 2 項第 5 号イ又はニの方法により供託金の払渡しを受けようとする旨の記載があるときは、供託官は、財務大臣の定める保管金の払戻しに関する規定に従い、日本銀行に供託金の払渡しをさせるための手続をし、請求者又はその代理人に当該手続をした旨を通知しなければならない。

3 第 1 項の場合において、供託物払渡請求書に第 22 条第 2 項第 5 号ロの方法により供託金の払渡しを受けようとする旨の記載があるときは、供託官は、財務大臣の定める国庫内の移換のための払渡しに関する規定に従い、国庫金振替の手続をしなければならない。

4 第 1 項の場合において、供託物払渡請求書に第 22 条第 2 項第 5 号ハの方法により供託金の払渡しを受けようとする旨の記載があるときは、供託官は、請求者をして当該供託物払渡請求書に受領を証させ、財務大臣の定める保管金の払戻しに関する規定に従い小切手を振り出して、請求者に交付しなければならない。

第 35 条 [略]

2 [略]

一 第 22 条第 2 項第 1 号、第 5 号及び第 7 号から第 11 号までに掲げる事項

二 [略]

[3・4 略]

（利札の払渡し）

第 36 条 [略]

2 [略]

一 第 22 条第 2 項第 1 号及び第 7 号から第 11 号までに掲げる事項

二 [略]

3 [略]

(供託金又は供託金利息の払渡手続の特則)

第 43 条 [略]

2 供託官は、第 39 条第 1 項の規定により前項の請求に係る申請書情報が送信された場合において、当該請求を理由があると認めるときは、第 28 条第 1 項(第 35 条第 4 項において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、当該申請書情報の内容を用紙に出力したものに払渡しを認可する旨を記載して押印しなければならない。

【商法編】

□商業登記規則

(令和 7 年 8 月 15 日法務省令第 40 号)

改正法施行日、令 7・10・1

《改正後》

(申請書に添付すべき電磁的記録)

第 36 条 [略]

[2・3 略]

4 第 1 項の電磁的記録には、当該電磁的記録に記録された次の各号に掲げる情報の区分に応じ、当該情報の作成者が前項の措置を講じたものであることを確認するために必要な事項を証する情報であつてそれぞれ当該各号に定めるものを、法務大臣の指定する方式に従い、記録しなければならない。

一 [略]

二 前号に規定する情報以外の情報 次に掲げる電子証明書のいずれか

イ [略]

ロ 公証人法施行規則(昭和 24 年法務府令第 9 号)第 13 条第 1 項に規定する指定公証人電子証明書

ハ [略]

[5・6 略]

(登記申請の方法)

第 102 条 [略]

[2~4 略]

5 申請人等が添付書面情報を送信するときは、次の各号に掲げる情報の区分に応じ、それぞれ当該情報の作成者が第一項に規定する措置を講じたものであることを確認するために必要な事項を証する情報であつて当該各号に定めるものを併せて送信しなければならない。

一 [略]

二 前号に規定する情報以外の情報 前項各号に掲げる電子証明書又は公証人法施行規則第 13 条第 1 項に規定する指定公証人電子証明書

□商業登記規則

(令和 7 年 9 月 30 日法務省令第 48 号)

改正法施行日、令 7・10・1

《改正後》

(申請書に添付すべき電磁的記録)

第 36 条 [略]

2 [略]

3 前項の情報は、法務大臣の指定する方式に従い、当該情報の作成者（認証を要するものについては、作成者及び認証者。次項において同じ。）が、電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名をいう。）のうち、日本産業規格X5731-8の附属書Dに適合する方法であつて同附属書に定めるnの長さの値が二千四十八ビット（指定公証人（公証人法（明治41年法律第53号）第7条ノ2第1項に規定する指定公証人をいう。）が講ずる場合にあつては、二千四十八ビット又は三千七十二ビット）であるものを講ずる措置を講じたものでなければならない。

[4～6 略]

（登記申請の方法）

第102条 前条第1項第1号の規定により登記の申請をするには、申請人又はその代表者若しくは代理人（以下この章において「申請人等」という。）は、法務大臣の定めるところに従い、法令の規定により申請書に記載すべき事項に係る情報に第36条第3項に規定する措置を講じたもの（以下「申請書情報」という。）を送信しなければならない。

2 [略]

3 申請人等（委任による代理人を除く。）が登記の申請をする場合において、申請書情報を送信するときは、当該申請人等が第1項に規定する措置を講じたものであることを確認するために必要な事項を証する情報であつて次のいずれかに該当するものを併せて送信しなければならない。

[一・二 略]

三 電子署名及び認証業務に関する法律第8条に規定する認定認証事業者が作成した電子証明書（電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成13年総務省・法務省・経済産業省令第2号）第4条第1号に規定する電子証明書をいう。）その他の電子証明書であつて、氏名、住所、出生の年月日その他の事項により当該措置を講じた者を確認することができるものとして法務大臣の定めるもの

四 [略]

[4・5 略]

（添付書面の特則）

第103条 第101条第1項第1号の規定により登記の申請をする場合において、申請人等が、前条第2項の添付書面情報として、第61条第7項の就任を承諾したことを証する書面に代わるべき情報であつて当該就任を承諾した取締役等（成年後見人又は保佐人が本人に代わつて承諾する場合にあつては、同意をした本人である取締役等。以下この条において同じ。）が第36条第3項に規定する措置を講じたものを送信し、併せて、前条第5項第2号の規定により同条第3項第2号又は第3号に掲げる電子証明書を送信したときは、当該申請については、当該就任を承諾した取締役等についての第61条第7項の規定は適用しない。

（住所非表示措置等の申出の方法）

第105条の2 第101条第1項第1号の2の規定により住所非表示措置等の申出をするには、住所非表示措置等の申出をする者又はその代理人（次項において「申出人等」という。）は、法務大臣の定めるところに従い、申出書に記載すべき事項に係る情報に第36条第3項に規定する措置を講じたものを送信（第3項において「申出情報の送信」という。）しなければならない。

[2・3 略]

（印鑑の提出又は廃止の届出の方法）

第106条 第101条第1項第2号の規定により印鑑の提出又は廃止の届出をするには、印鑑の提出若

しくは廃止の届出をする者又はその代理人（次項において「印鑑提出者等」という。）は、法務大臣の定めるところに従い、第9条第1項の書面に記載し若しくは明らかにすべき事項又は同条第7項の書面に記載すべき事項に係る情報に印鑑の提出又は廃止の届出をする者が第36条第3項に規定する措置を講じたものを送信（第3項において「提出等情報の送信」という。）しなければならない。

[2・3 略]

（電子証明書による証明の請求の方法）

第106条の2 第101条第1項第3号の規定により電子証明書による証明の請求をするには、申請人等は、法務大臣の定めるところに従い、第33条の6第1項の申請書に記載すべき事項に係る情報に第36条第3項に規定する措置を講じたものを送信（第4項において「証明の請求に係る申請書情報の送信」という。）しなければならない。

[2～6 略]

（電子証明書の使用の廃止等の届出の方法）

第106条の3 第101条第1項第4号及び第5号の規定による届出をするには、申請人等は、法務大臣の定めるところに従い、第33条の10第1項（第33条の13第6項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の書面に記載すべき事項に係る情報に第36条第3項に規定する措置を講じたものを送信（第3項において「電子証明書の使用の廃止等の届出に係る書面情報の送信」という。）しなければならない。

[2～4 略]

（識別符号の変更の届出の方法）

第106条の4 第101条第1項第6号の規定による識別符号の変更の届出をするには、申請人等は、法務大臣の定めるところに従い、第33条の14第2項において準用する第33条の6第1項の申請書に記載すべき事項に係る情報に第36条第3項に規定する措置を講じたものを送信（第4項において「識別符号の変更の届出に係る書面情報の送信」という。）しなければならない。

[2～5 略]

（電子証明書による証明の再度の請求の方法）

第106条の5 第101条第1項第7号の規定により電子証明書による証明の再度の請求をするには、申請人等は、法務大臣の定めるところに従い、第33条の19の規定により読み替えて準用する第33条の6第1項の申請書に記載すべき事項に係る情報に第36条第3項に規定する措置を講じたものを送信（第4項において「電子証明書による証明の再度の請求に係る申請書情報の送信」という。）しなければならない。

[2～5 略]

□商業登記規則

（令和8年1月16日法務省令第2号）

改正法施行日、令8・2・2

《改正後》

（設立の登記の申請の特例）

第35条の4 設立の登記（会社の組織変更又は持分会社の種類の変更による設立の登記を除く。）の申請をする者は、その申請の日の翌日が行政機関の休日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に掲げる日をいう。以下この条において同じ。）であるときは、当該行政機関の休日（当該行政機関の休日の翌日以降も引き続き行政機関の休日であるときは、そのうちいずれ

か1の日)をその登記の日とすることを求めることができる。この場合には、申請書にその旨及びその求める登記の日を記載しなければならない。

(申請書に添付すべき電磁的記録)

第36条 [略]

[2～5 略]

6 第35条の3第3項の規定は、第1項の電磁的記録媒体に準用する。

【民事訴訟法編】

□民事訴訟規則

(令和7年8月29日最高裁判所規則第11号)

改正法施行日、令7・8・29

《改正後》

(訴状の記載事項・法第134条)

第53条 [略]

[2・3 略]

4 訴状には、第1項に規定する事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 原告又はその代理人の郵便番号及び電話番号等

二 当事者が法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条(定義)第16項に規定する法人番号をいう。)の指定を受けている場合にあっては、当該法人番号

□民事訴訟規則

(令和7年12月26日最高裁判所規則第17号)

改正法施行日、〔附則参照〕

《改正後》

(過料の裁判の執行に関する調査・法第189条)

第105条の5 刑事訴訟規則(昭和23年最高裁判所規則第32号)第158条(処罰等の請求)、第295条の6から第295条の11まで(差押え等の令状請求書の記載要件、資料の提供等、身体検査令状の記載要件、令状の返還に関する記載、電磁的記録提供命令の令状の記載要件及び鑑定処分許可請求書の記載要件)、第295条の12(準用規定等)第1項、第299条(裁判官に対する取調等の請求)第1項及び第300条(令状の有効期間)の規定は、法第189条(過料の裁判の執行)第3項(法及び他の法令において準用する場合を含む。)において読み替えて準用する刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第7編第2章(第511条、第511条の2及び第513条第7項から第10項までを除く。)の規定による過料の裁判の執行に関する調査について準用する。

附 則

この規則は、情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律(令和7年法律第39号)附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日から施行する。

□民事執行規則

(令和7年8月29日最高裁判所規則第10号)

改正法施行日、令 7・10・1

《改正後》

(執行文の記載事項等)

第 17 条 [略]

[2～4 略]

5 前項の規定にかかわらず、公証人が法第 26 条第 2 項第 2 号に定める方法により執行文を付与する場合には、当該執行文について、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める措置を講じなければならない。

一 電子部分(法第 26 条第 2 項第 2 号に定める方法により付与される執行文のうち、債務名義に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)に併せて記録される部分をいう。) 付与の年月日の記録及び公証人法(明治 41 年法律第 53 号)第 40 条第 4 項第 1 号に定める措置

二 付記部分(法第 26 条第 2 項第 2 号に定める方法により付与される執行文のうち、公証人法第 44 条第 1 項第 2 号の書面の末尾に付記される部分をいう。) 付与の年月日の記載及び記名押印

6 前項の場合における第 1 項から第 3 項までの規定の適用については、これらの規定中「執行文に」とあるのは、「第 5 項第 1 号に規定する電子部分に記録するとともに、同項第 2 号に規定する付記部分に」とする。

(債務名義の原本への記入)

第 18 条 裁判所書記官又は公証人は、執行文(法第 26 条第 2 項第 2 号に定める方法により公証人が付与するものを除く。)を付与したときは、債務名義の原本にその旨、付与の年月日及び執行文の通数を記載し、並びに次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める事項を記載しなければならない。

[一～三 略]

[2 略]

(公証人法第 48 条第 1 項の最高裁判所規則で定める執行証書の正本等の送達方法)

第 20 条 公証人法第 48 条第 1 項の最高裁判所規則で定める方法は、次項及び第 5 項から第 7 項までの申立てに基づいてされる公証人による送達、執行官による送達及び公示送達とする。

2 執行証書が電磁的記録をもつて作成されたときは、債権者は、公証人に対し、当該執行証書に係る公証人法第 48 条第 1 項に規定する電磁的記録に記録されている事項につき債務者の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)に備えられたファイルへの記録をすることができる措置をとるとともに、債務者に対し、電子情報処理組織(公証人の使用に係る電子計算機と債務者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用して当該措置がとられた旨の通知を発する方法によつてする送達の申立てをすることができる。

3 前項の申立てに基づいてされる送達は、債務者の同意がある場合に限り、することができる。

4 第 2 項の申立てに基づいてされる送達は、債務者が送達すべき電磁的記録に記録されている事項についてその使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録をした時に、その効力を生ずる。

5 債務者が執行証書の作成を公証人に囑託するためにその役場に出頭したときは、債権者は、当該公証人に対し、当該執行証書に係る公証人法第 48 条第 1 項に規定する書類について、公証人自らがその場で債務者に交付してする送達の申立てをすることができる。

6 [略]

7 債務者の住所、居所その他送達をすべき場所が知れないとき、若しくは第 11 項及び公証人法第 48 条第 3 項において準用する民事訴訟法第 107 条第 1 項の規定による送達をすることができないとき、又は外国においてすべき送達についてその送達が著しく困難であるときは、債権者は、第 5 項の書類の公示送達について、債務者の普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所（この普通裁判籍がないときは、請求の目的又は差し押さえることができる債務者の財産の所在地を管轄する地方裁判所）の許可を受けて、その地方裁判所に所属する執行官に対し、その書類の公示送達の申立てをすることができる。

8 前項の公示送達は、執行官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨を裁判所の掲示場に掲示してする。

9 第 7 項の公示送達は、前項の規定による掲示を始めた日から 2 週間（外国においてすべき送達についてした公示送達にあつては、6 週間）を経過することによつて、その効力を生ずる。

10 前項の期間は、短縮することができない。

11 民事訴訟法第 99 条第 1 項及び第 2 項の規定は第 2 項又は第 5 項の送達について、同法第 99 条、第 102 条の 2、第 103 条、第 105 条、第 106 条並びに第 107 条第 1 項及び第 3 項並びに民事訴訟規則第 43 条及び第 44 条の規定は第 6 項の送達について、同規則第 46 条第 2 項の規定は第 7 項の公示送達について準用する。

（手続の進行に資する書類の提出）

第 23 条の 2 申立債権者は、執行裁判所に対し、次に掲げる書類を提出するものとする。

一 不動産（不動産が土地である場合にはその上にある建物を、不動産が建物である場合にはその敷地を含む。）に係る不動産登記法（平成 16 年法律第 123 号）第 14 条第 1 項の地図又は同条第 4 項の地図に準ずる図面及び同条第 1 項の建物所在図の写し（当該地図、地図に準ずる図面又は建物所在図が電磁的記録に記録されているときは、当該記録された情報の内容を証明した書面）

[二～四 略]

（物件明細書の内容の公開等）

第 31 条 法第 62 条第 2 項の最高裁判所規則で定める措置は、執行裁判所が使用する電子計算機と情報の提供を受ける者が使用する電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する措置であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、当該情報の提供を受ける者の使用する電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもののうち、次のいずれにも該当するものとする。

[一・二 略]

[2～4 略]

（担保不動産競売の開始決定前の保全処分等の申立ての方式等）

第 172 条の 2 [略]

2 前項の書面には、次に掲げる文書を添付しなければならない。

[一 略]

二 法第 187 条第 3 項の規定による提示に係る文書（法第 181 条第 1 項第 1 号に掲げる文書を除く。）の写し

[3・4 略]

（小型船舶の競売）

第 177 条の 2 小型船舶を目的とする先取特権の実行としての競売については、第 176 条（同条第 2 項において準用する法第 181 条第 1 項第 1 号及び第 2 項並びに法第 183 条第 1 項第 1 号を除く。）の規定を準用する。この場合において、第 176 条第 1 項中「自動車の本拠」とあり、及び同条第 2 項に

において準用する第 87 条第 1 項中「自動車の自動車登録ファイルに登録された使用の本拠の位置（以下「自動車の本拠」という。）」とあるのは「小型船舶の小型船舶登録原簿に登録された船籍港」と、第 176 条第 2 項において準用する法第 181 条第 1 項第 2 号ハ中「一般の先取特権」とあるのは「先取特権」と読み替えるものとする。

（申立ての取下げの通知等）

第 193 条 [略]

2 法第 208 条第 1 項に規定する決定が情報の提供を命じられた者に告知された場合において、法第 211 条において準用する法第 39 条第 1 項第 7 号若しくは第 8 号又は法第 183 条第 1 項第 2 号ホ若しくはへに掲げる文書が提出されたときは、裁判所書記官は、申立人及び当該情報の提供を命じられた者に対し、これらの文書が提出された旨及びその要旨並びにこれらの文書の提出による執行停止が効力を失うまで、当該情報の提供を命じられた者は債務者の財産に係る情報を提供してはならない旨を通知しなければならない。

[3 略]

□民事執行規則

（令和 7 年 10 月 22 日最高裁判所規則第 14 号）

改正法施行日、〔附則参照〕

《改正後》

（第三者からの情報取得手続の申立書の記載事項及び添付書類）

第 187 条 法第 205 条第 1 項、法第 206 条第 1 項若しくは第 2 項又は法第 207 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による第三者からの情報取得手続の申立書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

[一～三 略]

[2 略]

3 第 1 項の申立書（法第 205 条第 1 項又は法第 206 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による第三者からの情報取得手続の申立書に限る。）には、申立ての日前 3 年以内に財産開示期日における手続が実施されたことを証する書面を添付しなければならない。

[4 略]

（申立ての取下げの通知等）

第 193 条 法第 205 条第 1 項、法第 206 条第 1 項若しくは第 2 項又は法第 207 条第 1 項若しくは第 2 項の申立てが取り下げられたときは、裁判所書記官は、法第 208 条第 1 項に規定する決定の告知を受けた情報の提供を命じられた者及び法第 205 条第 1 項又は法第 206 条第 1 項若しくは第 2 項の申立てを認容する決定の送達を受けた債務者に対して、その旨を通知しなければならない。

[2 略]

3 第 2 条第 1 項の規定にかかわらず、法第 208 条第 1 項に規定する決定を取り消す旨の決定は、申立人、同項に規定する決定の告知を受けた情報の提供を命じられた者及び法第 205 条第 1 項又は法第 206 条第 1 項若しくは第 2 項の申立てを認容する決定の送達を受けた債務者に告知しなければならない。

第 3 節 扶養義務等に係る債権に基づく財産開示手続等の特例

（扶養義務等に係る債権に基づく財産開示手続等の申立書の記載事項の特例）

第 194 条 法第 167 条の 17 第 1 項の規定により同項第 1 号に定める申立てをしたものとみなされる場合における法第 197 条第 1 項の規定による財産開示手続の申立書には、第 182 条第 1 項に規定する事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 金銭の支払を命ずる債務名義に係る請求権の一部について強制執行を求めるときは、その旨及びその範囲

二 債権の一部を差し押さえる場合にあつては、その範囲

2 前項の申立書には、できる限り、債務者の氏名の振り仮名、生年月日及び性別その他の債務者の特定に資する事項を記載しなければならない。ただし、債権者が法第 167 条の 17 第 2 項に規定する別段の意思を表示した場合は、この限りでない。

3 前 2 項の規定は、法第 193 条第 2 項において準用する法第 167 条の 17 第 1 項の規定により同項第 1 号に定める申立てをしたものとみなされる場合における法第 197 条第 2 項の規定による財産開示手続の申立書について準用する。

4 法第 167 条の 17 第 1 項の規定により同項第 2 号に定める申立てをしたものとみなされる場合における法第 206 条第 1 項の規定による第三者からの情報取得手続の申立書には、第 187 条第 1 項各号に掲げる事項のほか、第 1 項各号に掲げる事項を記載しなければならない。

5 前項の規定は、法第 193 条第 2 項において準用する法第 167 条の 17 第 1 項の規定により同項第 2 号に定める申立てをしたものとみなされる場合における法第 206 条第 2 項の規定による第三者からの情報取得手続の申立書について準用する。

（法第 167 条の 17 第 2 項の規定による裁判を告知すべき者の範囲等）

第 195 条 第 188 条の規定は法第 167 条の 17 第 2 項（法第 193 条第 2 項において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定による裁判について、第 192 条の規定は当該裁判により命じられた情報の提供について準用する。この場合において、同条中「同項」とあるのは「法第 167 条の 17 第 3 項において準用する法第 208 条第 1 項」と、同条第 2 項中「同条第 2 項」とあるのは「法第 167 条の 17 第 3 項において準用する法第 208 条第 2 項」と読み替えるものとする。

（法第 167 条の 17 第 2 項の規定による裁判がされた場合における申立ての取下げの通知等）

第 196 条 第 193 条第 1 項の規定は、法第 167 条の 17 第 2 項の規定による裁判がされた場合において法第 197 条第 1 項又は第 2 項の申立てが取り下げられたときについて準用する。この場合において、第 193 条第 1 項中「法第 208 条第 1 項に規定する決定」とあり、及び「法第 205 条第 1 項又は法第 206 条第 1 項若しくは第 2 項の申立てを認容する決定」とあるのは、「法第 167 条の 17 第 2 項（法第 193 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による裁判」と読み替えるものとする。

2 第 193 条第 2 項及び第 3 項の規定は、法第 167 条の 17 第 2 項の規定による裁判について準用する。この場合において、第 193 条第 2 項中「法第 211 条」とあるのは「法第 203 条」と、同条第 3 項中「同項に規定する決定」とあり、及び「法第 205 条第 1 項又は法第 206 条第 1 項若しくは第 2 項の申立てを認容する決定」とあるのは「法第 167 条の 17 第 2 項（法第 193 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による裁判」と読み替えるものとする。

（財産開示手続等の結果の通知等）

第 197 条 法第 167 条の 17 第 1 項の規定により同項各号に定める申立てがされたものとみなされた場合において、法第 197 条第 1 項の申立てに係る手続の実施又は法第 167 条の 17 第 2 項の規定による裁判若しくは法第 206 条第 1 項の申立てを認容する決定がされたときは、当該手続の実施又は当該裁判若しくは決定をした執行裁判所の裁判所書記官は、法第 167 条の 17 第 1 項各号に定める差押命令の申立てに係る事件の係属する執行裁判所の裁判所書記官に対し、執行力のある債務名義の正本を送付するとともに、債務者（債務者に法定代理人がある場合にあつては、当該法定代理人）が開示した債権（法第 206 条第 1 項各号に規定する債権に限る。）に関する事項又は法第 206 条第 1 項各号に定める事項（次条において「開示事項等」という。）を通知するものとする。ただし、当該差押命令の申立て

に係る事件が申立ての取下げその他の事由により完結したときは、この限りでない。

2 前項の規定による執行力のある債務名義の正本の送付は、法第 18 条の 2 の規定により事件特定情報の提供があつたときは、することを要しない。

第 198 条 法第 193 条第 2 項において準用する法第 167 条の 17 第 1 項の規定により同項各号に定める申立てがされたものとみなされた場合において、法第 197 条第 2 項の申立てに係る手続の実施又は法第 193 条第 2 項において準用する法第 167 条の 17 第 2 項の規定による裁判若しくは法第 206 条第 2 項の申立てを認容する決定がされたときは、当該手続の実施又は当該裁判若しくは決定をした執行裁判所の裁判所書記官は、法第 193 条第 2 項において準用する法第 167 条の 17 第 1 項各号に定める差押命令の申立てに係る事件の係属する執行裁判所の裁判所書記官に対し、一般の先取特権を有することを証する文書を送付するとともに、開示事項等を通知しなければならない。ただし、当該差押命令の申立てに係る事件が申立ての取下げその他の事由により完結したときは、この限りでない。

（法第 167 条の 17 第 6 項に規定する申出の方式等）

第 199 条 法第 167 条の 17 第 6 項（法第 193 条第 2 項において準用する場合を含む。）に規定する差し押さえるべき債権を特定するために必要な事項の申出は、書面で行なければならない。

附 則〔抄〕

（施行期日）

この規則は、民法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 33 号）の施行の日〔中略〕から施行する。ただし、第 4 章第 3 節を加える改正規定（第 197 条第 2 項に係る部分に限る。）は、施行日又は民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 48 号）の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

□破産規則

（令和 7 年 8 月 29 日最高裁判所規則第 10 号）

改正法施行日、令 7・10・1

《改正後》

（電磁的方法による情報の提供等）

第 3 条 裁判所（破産裁判所を含む。以下この項において同じ。）は、書面を裁判所に提出した者又は提出しようとする者が当該書面に記録されている情報の内容を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を有している場合において、必要があると認めるときは、その者に対し、当該電磁的記録に記録された情報を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。第 46 条第 1 項第 2 号において同じ。）であって裁判所の定めるものにより裁判所に提供することを求めることができる。

[2 略]

（破産債権の届出の方式・法第 111 条）

第 32 条 [略]

[2・3 略]

4 前項の届出書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

[一 略]

二 破産債権が執行力ある債務名義又は終局判決のあるものであるときは、執行力ある債務名義の写し（債務名義に係る電磁的記録が裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイル（以下この号において単に「ファイル」という。）に記録されたものである場合にあつては、

当該電磁的記録に記録されている事項を出力することにより作成した書面、債務名義が電磁的記録をもって作成された執行証書（民事執行法（昭和 54 年法律第 4 号）第 22 条第 5 号に規定する執行証書をいう。）である場合にあっては、公証人法（明治 41 年法律第 53 号）第 43 条第 1 項第 2 号の書面（公正証書に記録されている事項の全部を出力したものに限る。））又は判決書の写し若しくは電子判決書（民事訴訟法第 252 条第 1 項に規定する電子判決書（同法第 253 条第 2 項の規定によりファイルに記録されたものに限る。）をいう。）に記録されている事項を出力することにより作成した書面

[三 略]

[5 略]

□民事再生規則

（令和 7 年 8 月 29 日最高裁判所規則第 10 号）

改正法施行日、令 7・10・1

《改正後》

（申立ての方式等）

第 2 条 [略]

[2・3 略]

4 裁判所は、書面を裁判所に提出した者又は提出しようとする者が当該書面に記録されている情報の内容を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を有している場合において、必要があると認めるときは、その者に対し、当該電磁的記録に記録された情報を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。以下同じ。）であって裁判所の定めるものにより裁判所に提供することを求めることができる。

（届出の方式・法第 94 条）

第 31 条 [略]

[2 略]

3 再生債権が執行力ある債務名義又は終局判決のあるものであるときは、第 1 項の届出書に、執行力ある債務名義の写し（債務名義に係る電磁的記録が裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイル（以下この項において単に「ファイル」という。）に記録されたものである場合にあっては、当該電磁的記録に記録されている事項を出力することにより作成した書面、債務名義が電磁的記録をもって作成された執行証書（民事執行法（昭和 54 年法律第 4 号）第 22 条（債務名義）第 5 号に規定する執行証書をいう。）である場合にあっては、公証人法（明治 41 年法律第 53 号）第 43 条（公正証書の謄本等の交付等）第 1 項第 2 号の書面（公正証書に記録されている事項の全部を出力したものに限る。））又は判決書の写し若しくは電子判決書（民事訴訟法第 252 条（電子判決書）第 1 項に規定する電子判決書（同法第 253 条（言渡し的方式）第 2 項の規定によりファイルに記録されたものに限る。）をいう。第 47 条（再生債権の確定に関する訴訟の結果の記載）において同じ。）に記録されている事項を出力することにより作成した書面を添付しなければならない。

[4 略]

□会社更生規則

（令和 7 年 8 月 29 日最高裁判所規則第 10 号）

改正法施行日、令 7・10・1

《改正後》

(申立ての方式等)

第1条 [略]

[2 略]

3 裁判所(法第2条第4項に規定する更生裁判所を含む。以下この項において同じ。)は、書面を裁判所に提出した者又は提出しようとする者が当該書面に記録されている情報の内容を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)を有している場合において、必要があると認めるときは、その者に対し、当該電磁的記録に記録された情報を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。以下同じ。)であって裁判所の定めるものにより裁判所に提供することを求めることができる。

[4 略]

(更生債権等の届出の方式・法第138条)

第36条 [略]

[2・3 略]

4 更生債権等が執行力ある債務名義又は終局判決のあるものであるときは、前項に規定する届出書に、執行力ある債務名義の写し(債務名義に係る電磁的記録が裁判所の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。)に備えられたファイル(以下この項において単に「ファイル」という。)に記録されたものである場合にあつては、当該電磁的記録に記録されている事項を出力することにより作成した書面、債務名義が電磁的記録をもって作成された執行証書(民事執行法(昭和54年法律第4号)第22条第5号に規定する執行証書をいう。)である場合にあつては、公証人法(明治41年法律第53号)第43条第1項第2号の書面(公正証書に記録されている事項の全部を出力したものに限る。))又は判決書の写し若しくは電子判決書(民事訴訟法第252条第1項に規定する電子判決書(同法第253条第2項の規定によりファイルに記録されたものに限る。))をいう。)に記録されている事項を出力することにより作成した書面を添付しなければならない。

[5 略]

□非訟事件手続規則

(令和7年12月26日最高裁判所規則第17号)

改正法施行日、〔附則参照〕

《改正後》

(過料の裁判の執行に関する調査・法第121条)

第73条 刑事訴訟規則(昭和23年最高裁判所規則第32号)第158条、第295条の6から第295条の11まで、第295条の12第1項、第299条第1項及び第300条の規定は、法第121条第3項(法第53条第7項において準用する場合を含む。)において読み替えて準用する刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第7編第2章(第511条、第511条の2及び第513条第7項から第10項までを除く。)の規定による過料の裁判の執行に関する調査について準用する。

附則

この規則は、情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律(令和7年法律第39号)附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日から施行する。

□会社非訟事件等手続規則

(令和7年12月15日最高裁判所規則第16号)

改正法施行日、令8・4・1

第44条の見出し中「非訟事件」の下に「及び公益信託に関する法律の規定による非訟事件」を加え、同条第1項中「非訟事件」の下に「及び公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）の規定による非訟事件」を加える。

□家事事件手続規則

(令和7年10月17日最高裁判所規則第13号)

改正法施行日、〔附則参照〕

《改正後》

(申立ての取下げの理由の明示等・法第169条の2)

第95条の2 法第169条の2の規定による申立ての取下げをするときは、取下げの理由を明らかにしなければならない。

2 前項の取下げについては、第52条第1項の規定は、適用しない。

3 法第169条の2の許可があったときは、裁判所書記官は、その旨を当事者及び利害関係参加人に通知しなければならない。

(調停をしない場合等の取扱い・法第271条等)

第132条 [略]

[2 略]

3 第1項の規定は、家事調停（親権者の指定の調停を除く。）の申立ての取下げがあった場合について準用する。

(申立ての取下げの理由の明示等・法第273条)

第132条の2 法第273条第3項の規定による申立ての取下げをするときは、取下げの理由を明らかにしなければならない。

2 法第273条第3項の許可があったときは、裁判所書記官は、その旨を当事者及び利害関係参加人に通知しなければならない。

附 則

この規則は、民法等の一部を改正する法律（令和6年法律第33号）の施行の日から施行する。

【刑法編】

□ストーカー行為等の規制等に関する法律

(令和7年12月10日法律第83号)

改正法施行日、〔附則参照〕

第2条第3項第1号中「この号に」を「この号及び次号に」に、「この号及び次号」を「この項」に、「同号」を「第3号」に改め、同項第2号中「を取り付けること、位置情報記録・送信装置」を「又は位置特定用識別情報送信装置（以下この号において「位置情報記録・送信装置等」という。）を取り付けること、位置情報記録・送信装置等」に、「伴い位置情報記録・送信装置」を「伴い位置情報記録・送信装置等」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

2 その承諾を得ないで、その所持する位置特定用識別情報送信装置（当該装置を識別する情報を送

信する機能を有し、当該装置の周辺において当該情報を受信した識別情報送受信装置（位置情報記録・送信装置その他の装置であって、当該情報を受信し、及び送信する機能を有するものをいう。）の位置に係る位置情報を利用して、その所在する地点又は区域の位置を特定するために用いられる装置をいう。以下この号及び次号において同じ。）（同号に規定する行為がされた位置特定用識別情報送信装置を含む。）の位置に係る位置情報を取得すること。

第4条第1項中「つきまとい等又は位置情報無承諾取得等をされたとして当該つきまとい等又は位置情報無承諾取得等に係る警告を求める旨の申出を受けた場合において、当該申出に係る」を削り、「ときは」の下に「、その相手方の申出により、又は職権で」を加え、同条第3項中「第1項の申出をした者」を「当該警告に係る前条の規定に違反する行為の相手方」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該相手方の所在が不明であることその他の理由により当該相手方に通知することができない場合は、この限りでない。

第4条第4項中「警告」を「第1項の申出を受けた場合において、警告」に、「第1項の」を「当該」に改め、同条第5項中「第1項の申出の受理及び」を削る。

第5条第6項中「、第1項又は第3項の申出を受けた場合において」を削り、「申出をした者」を「禁止命令等に係る第3条の規定に違反する行為の相手方」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該相手方の所在が不明であることその他の理由により当該相手方に通知することができない場合は、この限りでない。

第5条第9項中「事案に関する」を削り、同条第10項を次のように改める。

10 第2項、第6項及び第7項の規定は、前項の規定による禁止命令等の有効期間の延長の処分について準用する。この場合において、第7項中「第1項又は第3項」とあるのは、「第9項」と読み替えるものとする。

第6条の見出しを「(特定相手方情報の提供の禁止等)」に改め、同条中「もの」の下に「(次項において「特定相手方情報」という。）」を加え、同条に次の1項を加える。

2 警察本部長等は、警告又は禁止命令等（以下この項において「警告等」という。）があった場合において、当該警告等に係る第3条の規定に違反する行為の相手方に係る情報を保有し、又は保有しようとしている者（以下この項において「相手方情報保有者等」という。）が、当該警告等を受けた者であって現にストーカー行為等をするおそれがあるものに対して当該相手方に係る特定相手方情報を提供するおそれがあると認めるときは、当該相手方情報保有者等に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該提供の相手方がストーカー行為等をするおそれがある者であることを通知して、当該提供を行わないよう求めることができる。この場合において、警察本部長等は、当該相手方情報保有者等に対し、当該通知に係る事項をみだりに第三者に漏らさないよう求めなければならない。

第9条第3項中「住民は、」を「住民並びに」に改め、「相手方」の下に「を雇用する者及び当該相手方が就学する学校の長は、当該相手方」を加える。

第13条第1項中「第4条第1項の申出に係る」を削り、同条第2項中「当該第3条」を「第3条」に改める。

第14条第1項中「及び同項の」を「若しくは当該」に改め、「事案に関する」を削り、「住所若しくは居所若しくは当該禁止命令等及び第5条第2項の聴聞に係る第3条の規定に違反する行為をした者」を「現在の住所若しくは居所の所在地、当該相手方の当該行為が行われた時における住所若しくは居所の所在地、当該行為をした者の現在」に改め、同条第2項各号中「事案に関する」を削り、同条第3項中「第4条第1項の申出をした者の住所若しくは居所若しくは当該申出に係る第3条の規定に違反す

る行為をした者」を「第3条の規定に違反する行為の相手方の現在の住所若しくは居所の所在地、当該相手方の当該行為が行われた時における住所若しくは居所の所在地、当該行為をした者の現在」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して20日を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 [省略]

二 第6条(見出しを含む。)の改正規定 公布の日から起算して3月を経過した日

2・3 [省略]

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(令和7年12月10日法律第84号)

改正法施行日、令7・12・30

第10条第2項第9号中「この号に」を「この号及び次号に」に、「この号及び次号」を「この項」に、「同号」を「第11号」に改め、同項第10号中「を取り付けること、位置情報記録・送信装置」を「又は位置特定用識別情報送信装置(以下この号において「位置情報記録・送信装置等」という。)を取り付けること、位置情報記録・送信装置等」に、「伴い位置情報記録・送信装置」を「伴い位置情報記録・送信装置等」に改め、同号を同項第11号とし、同項第9号の次に次の1号を加える。

10 その承諾を得ないで、その所持する位置特定用識別情報送信装置(当該装置を識別する情報を送信する機能を有し、当該装置の周辺において当該情報を受信した識別情報送受信装置(位置情報記録・送信装置その他の装置であって、当該情報を受信し、及び送信する機能を有するもの)をいう。)の位置に係る位置情報を利用して、その所在する地点又は区域の位置を特定するために用いられる装置をいう。以下この号及び次号において同じ。) (同号に規定する行為がされた位置特定用識別情報送信装置を含む。)の位置に係る位置情報を取得すること。

第10条第3項中「第10号」を「第11号」に改める。

麻薬及び向精神薬取締法

(令和7年12月12日法律第87号)

改正法施行日、〔附則参照〕

次に掲げる法律の規定中「社会保険診療報酬支払基金」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」に改める。

一 [省略]

二 麻薬及び向精神薬取締法(昭和28年法律第14号)第58条の15(見出しを含む。)

三 [省略]

附 則〔抄〕

(施行期日)

第1条 この法律は、令和9年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一～四 [省略]

五〔前略〕附則〔中略〕第31条の規定〔中略〕 公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内

において政令で定める日

【刑事訴訟法編】

□刑事訴訟規則

(令和7年12月26日最高裁判所規則第17号)

改正法施行日、〔附則参照〕

《改正後》

(証人等の尋問調書)

第38条 [略]

2 調書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

[一 略]

二 証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人の宣誓の有無及びこれらの者が宣誓をしなかつたときは、その事由

[三～七 略]

八 法第157条の6第4項の規定により証人の同意を得てその尋問及び供述並びにその状況を記録媒体に記録したこと並びにその記録媒体の種類及び数量

[九・十 略]

3 調書(法第157条の6第4項の規定により証人の尋問及び供述並びにその状況を記録した記録媒体を除く。次項及び第5項において同じ。)は、裁判所書記官をしてこれを供述者に読み聞かさせ、又は供述者に閲覧させて、その記載が相違ないかどうかを問わなければならない。

[4～6 略]

7 法第157条の6第5項の規定により記録媒体がその一部とされた調書については、その旨を調書上明らかにしておかなければならない。

(検証、押収等の調書)

第41条 検証、差押状を発しないとする押収又は電磁的記録提供命令(法第102条の2第1項に規定する電磁的記録提供命令をいう。以下同じ。)(同項第1号ロに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。)による電磁的記録(法第99条第2項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。)の提供については、調書を作らなければならない。

[2 略]

3 押収(電磁的記録提供命令(法第102条の2第1項第1号イに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。)により電磁的記録を提供させることを除く。)をしたとき、又は電磁的記録提供命令により電磁的記録を提供させたときは、押収物の品目又は当該電磁的記録の標目を記載した目録を作り、これを調書に添付しなければならない。

(差押状等の執行調書、搜索調書)

第43条 差押状若しくは搜索状の執行又は勾引状若しくは勾留状を執行する場合における被告人若しくは被疑者の搜索については、執行又は搜索をする者が、自ら調書を作らなければならない。

[2・3 略]

(公判調書の記載要件・法第48条)

第44条 公判調書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

[一～二十 略]

二十一 証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人の宣誓の有無及びこれらの者に宣誓をさせなかつたときは、その事由

[二十二～二十七 略]

二十八 法第 157 条の 6 第 4 項の規定により証人の同意を得てその尋問及び供述並びにその状況を記録媒体に記録したこと並びにその記録媒体の種類及び数量

[二十九～三十一 略]

三十二 公判廷における検証、押収及び電磁的記録提供命令（法第 102 条の 2 第 1 項第 1 号ロに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。）による電磁的記録の提供

[三十三～四十七 略]

四十八 決定及び命令。ただし、次に掲げるものを除く。

[イ～へ 略]

ト 証人の尋問及び供述並びにその状況を記録媒体に記録する旨の決定（法第 157 条の 6 第 4 項）

[チ 略]

[四十九～五十一 略]

[2 略]

（公判調書未整理の場合の録音体の再生等）

第 52 条の 19 公判調書が次回の公判期日までに整理されなかつたときは、裁判所は、検察官、被告人又は弁護人の請求により、次回の公判期日において又はその期日までに、前回の公判期日における証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人の尋問及び供述、被告人に対する質問及び供述並びに訴訟関係人の申立て又は陳述を録音した録音体又は法第 157 条の 6 第 4 項の規定により証人の尋問及び供述並びにその状況を記録した記録媒体について、再生する機会を与えなければならない。

[2・3 略]

第 9 章 押収、搜索等

（押収、搜索等についての秘密、名誉の保持）

第 93 条 押収（電磁的記録提供命令（法第 102 条の 2 第 1 項第 1 号イに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。）を含む。）、搜索及び電磁的記録提供命令（同号ロに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。）（当該電磁的記録提供命令により電磁的記録を提供させることを含む。））については、秘密を保ち、かつ、処分を受ける者の名誉を害しないように注意しなければならない。

（差押状等の記載事項・法第 107 条）

第 94 条 差押状又は搜索状には、必要があると認めるときは、差押え又は搜索をすべき事由をも記載しなければならない。

（準用規定）

第 95 条 差押状又は搜索状については、第 72 条の規定を準用する。

（搜索証明書、押収品目録の作成者・法第 119 条等）

第 96 条 法第 119 条又は第 120 条第 1 項の証明書又は目録は、搜索又は差押えが令状の執行によつて行われた場合には、その執行をした者がこれを作つて交付しなければならない。

（差押状等執行後の処置）

第 97 条 差押状又は搜索状の執行をした者は、速やかに執行に関する書類及び差し押さえた物を令状を発した裁判所に差し出さなければならない。検察官の指揮により執行をした場合には、検察官を経由しなければならない。

(押収物等の処置)

第 98 条 [略]

2 押収物に記録された電磁的記録及び電磁的記録提供命令(法第 102 条の 2 第 1 項第 1 号ロに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。)により提供させた電磁的記録については、消去、改変又は漏えいを防ぐため、相当の処置をしなければならない。

(差押状の執行調書の記載)

第 99 条 [略]

[削る]

(押収、捜索の立会い)

第 100 条 差押状を発しないで押収をするときは、裁判所書記官を立ち合わせなければならない。

2 差押状又は捜索状を執行するときは、それぞれ他の検察事務官、司法警察職員又は裁判所書記官を立ち合わせなければならない。

(決定の告知・法第 157 条の 2 等)

第 107 条の 2 法第 157 条の 2 第 1 項及び第 157 条の 3 第 1 項の請求に対する決定、法第 157 条の 4 第 1 項に規定する措置を採る旨の決定、法第 157 条の 5 に規定する措置を採る旨の決定、法第 157 条の 6 第 1 項及び第 2 項に規定する方法により証人尋問を行う旨の決定並びに同条第 4 項の規定により証人の尋問及び供述並びにその状況を記録媒体に記録する旨の決定は、公判期日前にする場合においても、これを送達することを要しない。

[2 略]

(映像等の送受信による通話の方法による尋問・法第 157 条の 6)

第 107 条の 3 裁判所は、法第 157 条の 6 第 2 項に規定する方法によつて尋問する場合(証人が他の裁判所の構内以外の場所に在席する場合に限る。)は、尋問前に、証人の陳述の内容に不当な影響を与えるおそれがあると認める者の在席する場所でないことその他証人の在席する場所が当該方法によつて尋問するために適当であることを確認しなければならない。

(尋問上の注意、在廷証人)

第 113 条 [略]

2 証人が、法第 157 条の 6 第 1 項に規定する同一構内にいるとき、又は同条第 2 項に規定する同一構内以外にある場所であつて適当と認めるものにいるときは、召喚をしない場合でも、これを尋問することができる。

(宣誓の方式・法第 154 条)

第 118 条 宣誓は、証人が、良心に従つて、真実を述べ何事も隠さず、また、何事も付け加えないことを誓う旨を述べる方式(当該事項を述べることができない場合にあつては、裁判所書記官が当該事項を記載した書面を朗読し、証人が当該書面に署名する方式)によりしなければならない。

[削る]

[削る]

2 宣誓は、起立して厳粛に行わなければならない。

(宣誓・法第 166 条)

第 128 条 [略]

2 宣誓は、鑑定人が、良心に従つて誠実に鑑定することを誓う旨を述べる方式(当該事項を述べることができない場合にあつては、裁判所書記官が当該事項を記載した書面を朗読し、鑑定人が当該書面に署名する方式)によりしなければならない。

[削る]

(鑑定のための閲覧等)

第 134 条 [略]

2 前項の規定にかかわらず、法第 157 条の 6 第 5 項に規定する記録媒体は、謄写することができない。

[3 略]

(処分をすべき裁判官・法第 179 条)

第 137 条 証拠保全の請求は、次に掲げる地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官にこれを行わなければならない。

一 押収（電磁的記録提供命令（法第 102 条の 2 第 1 項第 1 号イに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。）により電磁的記録を提供させることを除く。）については、押収すべき物の所在地

二 電磁的記録提供命令については、これを受ける者の所在地

[三～五 略]

[2 略]

(差押え等の令状請求書の記載要件・法第 218 条)

第 155 条 差押え、搜索、電磁的記録提供命令又は検証のための令状の請求書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 差し押さえるべき物、搜索すべき場所、身体若しくは物、提供させるべき電磁的記録、提供させるべき者及び提供の方法又は検証すべき場所、身体若しくは物

[二～六 略]

七 日出前、日没後に差押え、搜索又は検証をする必要があるときは、その旨及び事由

八 法第 218 条第 3 項の許可を請求するときは、その旨、事由及び同項の規定により漏らしてはならない旨を命ずべき期間

九 法第 222 条第 8 項の許可を請求するときは、その旨及び立ち入るべき住居、邸宅、建造物又は船舶

十 前号に規定する場合において、同号に規定する住居、邸宅、建造物又は船舶において、日出前、日没後に、電磁的記録提供命令をする場合における法第 222 条第 1 項において準用する法第 110 条の規定による令状の提示をする必要があるときは、その旨及び事由

2 身体検査令状の請求書には、前項に規定する事項のほか、法第 218 条第 8 項に規定する事項を記載しなければならない。

[3 略]

(電磁的記録提供命令の令状の記載要件・法第 219 条)

第 157 条の 3 法第 218 条の規定による電磁的記録提供命令の令状には、正当な理由がなく、同条第 1 項の規定による電磁的記録提供命令に違反したときは、法第 222 条の 2 の規定により刑罰に処せられることがある旨をも記載しなければならない。この場合において、法第 218 条第 3 項の許可をするときは、正当な理由がなく、同項の規定による命令に違反したときは、法第 222 条の 2 の規定により刑罰に処せられることがある旨をも記載しなければならない。

(呼称の定め等・法第 271 条の 2 等)

第 176 条の 2 [略]

[2・3 略]

4 前項に規定する場合において、第 1 項に規定する個人特定事項に係る名称が氏名であり、その氏名に係る者が当該事件の訴訟に関する書類に署名すべきときは、署名に代えて同項の規定により定めら

れた呼称を自書することができる。この場合における第 38 条第 6 項、第 52 条の 5 第 2 項第 4 号及び第 3 項、第 52 条の 15 第 2 項第 4 号及び第 3 項、第 60 条並びに第 118 条第 1 項の規定の適用については、第 38 条第 6 項、第 52 条の 5 第 3 項及び第 52 条の 15 第 3 項中「署名押印させなければならない」とあるのは「署名押印させ、又は第 176 条の 2 第 1 項の規定により定められた呼称を自書させなければならない」と、第 52 条の 5 第 2 項第 4 号及び第 52 条の 15 第 2 項第 4 号中「署名押印させる」とあるのは「署名押印させ、又は第 176 条の 2 第 1 項の規定により定められた呼称を自書させる」と、第 60 条中「を記載して署名押印しなければならない」とあるのは「を記載して、署名押印し、又は第 176 条の 2 第 1 項の規定により定められた呼称を自書しなければならない」と、第 118 条第 1 項中「署名する」とあるのは「署名し、又は第 176 条の 2 第 1 項の規定により定められた呼称を自書する」とする。

(呼称の定め等・法第 299 条の 4 等)

第 178 条の 10 [略]

[2・3 略]

4 前項に規定する場合において、第 1 項の規定による氏名に代わる呼称の定めがあり、その氏名に係る者が当該事件の訴訟に関する書類に署名すべきときは、署名に代えて同項の規定により定められた呼称を自書することができる。この場合における第 38 条第 6 項、第 52 条の 5 第 2 項第 4 号及び第 3 項、第 52 条の 15 第 2 項第 4 号及び第 3 項、第 60 条並びに第 118 条第 1 項の規定の適用については、第 38 条第 6 項、第 52 条の 5 第 3 項及び第 52 条の 15 第 3 項中「署名押印させなければならない」とあるのは「署名押印させ、又は第 178 条の 10 第 1 項の規定により定められた呼称を自書させなければならない」と、第 52 条の 5 第 2 項第 4 号及び第 52 条の 15 第 2 項第 4 号中「署名押印させる」とあるのは「署名押印させ、又は第 178 条の 10 第 1 項の規定により定められた呼称を自書させる」と、第 60 条中「を記載して署名押印しなければならない」とあるのは「を記載して、署名押印し、又は第 178 条の 10 第 1 項の規定により定められた呼称を自書しなければならない」と、第 118 条第 1 項中「署名する」とあるのは「署名し、又は第 178 条の 10 第 1 項の規定により定められた呼称を自書する」とする。

(還付等に関する規定の活用)

第 178 条の 17 検察官は、公訴の提起後は、その事件に関し押収している物又は電磁的記録提供命令(法第 102 条の 2 第 1 項第 1 号ロに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。)により移転させた電磁的記録について、被告人及び弁護人が訴訟の準備をするに当たりなるべくその物又は電磁的記録を利用することができるようにするため、法第 222 条第 1 項の規定において準用する法第 123 条第 1 項から第 3 項まで及び第 123 条の 2 第 1 項の規定の活用を考慮しなければならない。

(公判前整理手続調書の記載要件・法第 316 条の 12)

第 217 条の 15 公判前整理手続調書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

[一～六 略]

七 通訳人の宣誓の有無及び通訳人に宣誓をさせなかつたときは、その事由

八 [略]

九 通訳人が宣誓、通訳又は供述を拒んだこと及びその事由

十～二十一 [略]

[2 略]

(準用規定)

第 217 条の 29 期日間整理手続については、前款(第 217 条の 19 を除く。)の規定を準用する。この場合において、これらの規定(見出しを含む。)中「公判前整理手続期日」とあるのは「期日間整理手

続期日」と、「公判前整理手続調書」とあるのは「期日間整理手続調書」と読み替えるほか、第 217 条の 2 から第 217 条の 4 までの見出し中「第 316 条の 2」とあるのは「第 316 条の 28」と、第 217 条の 3 及び第 217 条の 4 中「第 316 条の 2 第 1 項」とあるのは「第 316 条の 28 第 1 項」と、第 217 条の 5 から第 217 条の 12 までの見出し、第 217 条の 14（見出しを含む。）、第 217 条の 15 から第 217 条の 18 までの見出し、第 217 条の 20 第 1 項、第 217 条の 21 の見出し、第 217 条の 22（見出しを含む。）、第 217 条の 23 の見出し、第 217 条の 24（見出しを含む。）、第 217 条の 25 の見出し、第 217 条の 26（見出しを含む。）、第 217 条の 27 の見出し及び同条第 1 項並びに前条（見出しを含む。）中「法」とあるのは「法第 316 条の 28 第 2 項において準用する法」と、第 217 条の 15 第 1 項第 19 号中「第 316 条の 23 第 3 項」とあるのは「第 316 条の 28 第 2 項において準用する法第 316 条の 23 第 3 項」と、同項第 20 号イ中「第 157 条の 2 第 1 項」とあるのは「第 157 条の 2 第 1 項又は第 157 条の 3 第 1 項」と、「第 316 条の 5 第 9 号」とあるのは「第 316 条の 28 第 2 項において準用する法第 316 条の 5 第 9 号」と、第 217 条の 17 中「第 1 回公判期日」とあるのは「期日間整理手続終了後の最初の公判期日」と、第 217 条の 20 の見出し中「第 316 条の 13」とあるのは「第 316 条の 28 第 2 項において準用する法第 316 条の 13」と、同条第 2 項中「第 316 条の 17 第 1 項」とあるのは「第 316 条の 28 第 2 項において準用する法第 316 条の 17 第 1 項」と、第 217 条の 25 中「第 316 条の 23 第 2 項」とあるのは「第 316 条の 28 第 2 項において準用する法第 316 条の 23 第 2 項」と読み替えるものとする。

（差押え等の令状請求書の記載要件・法第 509 条）

第 295 条の 6 法第 509 条の規定による差押え、搜索、電磁的記録提供命令又は検証のための令状の請求書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 差し押さえるべき物、搜索すべき場所、身体若しくは物、提供させるべき電磁的記録、提供させるべき者及び提供の方法又は検証すべき場所、身体若しくは物

[二～七 略]

八 日出前、日没後に差押え、搜索又は検証をする必要があるときは、その旨及び事由

九 法第 513 条第 1 項又は第 6 項において準用する法第 222 条第 8 項の許可を請求するときは、その旨及び立ち入るべき住居、邸宅、建造物又は船舶

十 前号に規定する場合において、同号に規定する住居、邸宅、建造物又は船舶において、日出前、日没後に、電磁的記録提供命令をする場合における法第 513 条第 1 項又は第 6 項において準用する法第 110 条の規定による令状の提示をする必要があるときは、その旨及び事由

[2・3 略]

電磁的記録提供命令の令状の記載要件・法第 510 条)

第 295 条の 10 法第 509 条第 1 項の規定による電磁的記録提供命令の令状には、正当な理由がなく、同項の規定による電磁的記録提供命令に違反したときは、法第 513 条の 2 の規定により刑罰に処せられることがある旨をも記載しなければならない。

（鑑定処分許可請求書の記載要件・法第 515 条）

第 295 条の 11 [略]

（準用規定等）

第 295 条の 12 [略]

2 第 41 条、第 43 条及び第 1 編第 9 章の規定（第 100 条第 1 項の規定を除く。）は裁判所又は裁判官が法第 511 条及び第 512 条の規定によつてする押収又は搜索について、第 101 条の規定は裁判所又は裁判官が法第 511 条の規定によつてする検証について、第 41 条、第 93 条、第 98 条及び第 100 条第

1項の規定は裁判所又は裁判官が法第511条の2の規定によつてする電磁的記録提供命令（当該電磁的記録提供命令により電磁的記録を提供させることを含む。）について、それぞれ準用する。この場合において、第43条第1項中「被告人若しくは被疑者」とあるのは、「裁判の執行を受ける者」と読み替えるものとする。

[3・4 略]

附 則

この規則は、情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律（令和7年法律第39号）附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日から施行する。

□裁判員の参加する刑事裁判に関する規則

（令和7年12月26日最高裁判所規則第17号）

改正法施行日、〔附則参照〕

《改正後》

（裁判員等選任手続調書の記載要件）

第26条 裁判員等選任手続調書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

〔一～十三 略〕

十四 通訳人の宣誓の有無及び通訳人に宣誓をさせなかったときは、その理由

十五 [略]

十六 通訳人が宣誓、通訳又は供述を拒んだこと及びその理由

十七 [略]

十八 [略]

十九 [略]

[2 略]

（証人等の尋問調書）

第44条 刑事訴訟規則第38条の調書には、立ち会った裁判員及び補充裁判員の氏名の記載に代えて、これらの者の第26条第1項第18号の符号を記載するものとする。

[2～4 略]

（公判調書）

第46条 公判調書には、刑事訴訟規則第44条（第1項第28号を除く。）に規定する事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 立ち会った裁判員及び補充裁判員の第26条第1項第18号の符号

〔二～七 略〕

[2 略]

（鑑定手続実施決定があった場合の公判前整理手続調書）

第47条 鑑定手続実施決定があった場合には、公判前整理手続調書には刑事訴訟規則第217条の15に規定する事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。

〔一 略〕

二 鑑定人の宣誓の有無及び鑑定人に宣誓をさせなかったときは、その理由

三 [略]

四 鑑定人が宣誓、鑑定又は供述を拒んだこと及びその理由

附 則

この規則は、情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 39 号）附則第 1 条第 3 号に掲げる規定の施行の日から施行する。

□少年審判規則

（令和 7 年 12 月 26 日最高裁判所規則第 17 号）

改正法施行日、〔附則参照〕

《改正後》

（押収、搜索、検証、鑑定嘱託等・法第 6 条の 5）

第 9 条の 2 刑事訴訟規則（昭和 23 年最高裁判所規則第 32 号）中、司法警察職員の行う押収（刑事訴訟法第 102 条の 2 第 1 項に規定する電磁的記録提供命令（同項第 1 号イに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。）を含む。）、搜索、同項に規定する電磁的記録提供命令（同号ロに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。）、検証及び鑑定の嘱託に関する規定（同規則第 158 条の 2 から第 158 条の 8 までを除く。）は、法第 6 条の 5 第 1 項の規定による押収、搜索、電磁的記録提供命令、検証及び鑑定の嘱託について準用する。

（証人尋問等・法第 14 条等）

第 19 条 刑事訴訟規則中、裁判所を行う証人尋問、鑑定、通訳、翻訳、検証、押収（刑事訴訟法第 102 条の 2 第 1 項に規定する電磁的記録提供命令（同項第 1 号イに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。）を含む。）、搜索及び同項に規定する電磁的記録提供命令（同号ロに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。）に関する規定は、保護事件の性質に反しない限り、法第 14 条第 1 項の規定による証人尋問、鑑定、通訳及び翻訳並びに法第 15 条第 1 項の規定による検証、押収、搜索及び電磁的記録提供命令について準用する。

附 則

この規則は、情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 39 号）附則第 1 条第 3 号に掲げる規定の施行の日から施行する。

□更生保護法

（令和 7 年 12 月 10 日法律第 82 号）

改正法施行日、〔附則参照〕

（更生保護法の一部改正）

第 3 条 更生保護法（平成 19 年法律第 88 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「を促進し」を「（次項において「民間活動」という。）を促進し、同項の責務を果たすための地方公共団体の施策を支援し」に改め、同条第 2 項中「前項の活動」を「民間活動」に、「かみがみ、これ」を「鑑み、その地方公共団体の地域の状況に応じ、民間活動」に、「ことができる」を「ように努めなければならない」に改める。

第 7 条に次の 2 項を加える。

2 委員長及び委員は、再任されることができる。

3 委員長及び委員は、任期が満了した場合においても、後任者が任命されるまでは、第 1 項の規定にかかわらず、引き続き在任する。

第 10 条第 2 項中「とき」を「とき、又は委員長が欠けたとき」に、「職務」を「職務を代理し、又はその職務」に改める。

第 11 条第 5 項中「ある」を「あり、又は委員長が欠けた」に、「職務」を「職務を代理し、又はその職務」に改める。

第 18 条に次のただし書を加える。

ただし、再任を妨げない。

第 32 条中「保護司は」の下に「 、地域社会を構成する一員として、それぞれの個性と能力を發揮して」を加える。

第 64 条に次の 1 項を加える。

4 保護観察所の長は、保護観察のための調査において、必要があると認めるときは、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

第 78 条の 2 の次に次の 1 条を加える。

(鑑別の求め)

第 78 条の 3 保護観察所の長は、刑法第 25 条の 2 第 1 項の規定により保護観察に付されている保護観察付執行猶予者（同項の規定により保護観察に付されている期間中に更に同項の規定により保護観察に付された保護観察付執行猶予者（以下「再保護観察付執行猶予者」という。）を除く。）について、その保護観察の開始に際し、執行を猶予された刑を言い渡される理由となった犯罪に結び付いた要因を的確に把握するため、少年鑑別所の長に対し、当該保護観察付執行猶予者の鑑別を求めるものとする。ただし、保護観察の実施のために必要とは認められないときは、この限りでない。

第 81 条の 2 中「刑法第 25 条の 2 第 1 項の規定により保護観察に付されている期間中に更に同項の規定により保護観察に付された保護観察付執行猶予者（以下「」及び「」という。）」を削る。

第 82 条の見出し中「収容中の者」を「収容中の者等」に改め、同条第 1 項中「ている者又は」を「 、若しくは労役場に留置されている者又は」に、「収容中の者」を「収容中の者等」に、「ときは」を「ときは、その者との面接を行うこと」に改め、同条第 4 項を同条第 6 項とし、同条第 3 項中「収容中の者」を「収容中の者等」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 2 項中「前項」を「第 1 項」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 1 項の次に次の 2 項を加える。

2 保護観察所の長は、前項の規定による調整を行うに当たっては、収容中の者等が収容されている刑事施設（労役場に留置されている場合には、当該労役場が附置された刑事施設）又は少年院の職員から参考となる事項について聴取し、及びこれらの者に面接への立会いその他の協力を求めることができる。

3 前項の規定による聴取は、保護観察官又は保護司をして行わせるものとする。

第 84 条中「第 61 条第 1 項」の下に「及び第 64 条第 4 項」を加える。

第 86 条第 1 項中「収容中の者」を「収容中の者等」に、「又は」を「 、第 8 号又は」に改め、同条第 2 項中「収容中の者」を「収容中の者等」に改め、同条第 3 項ただし書中「期間の満了によって前条第 1 項第 1 号」を「終了により前条第 1 項第 1 号若しくは第 2 号」に、「仮退院」を「仮退院若しくは少年法第 64 条第 1 項第 2 号の保護処分」に、「同項第 9 号」を「前条第 1 項第 9 号」に改める。

附 則〔抄〕

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して 1 年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第 3 条中更生保護法第 82 条並びに第 86 条第 1 項及び第 2 項の改正規定並びに附則第 3 項の規定は、公布の日から起算して 1 年 6 月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。〔後略〕

【社会法編】

□生活保護法

(令和7年12月12日法律第87号)

改正法施行日、〔附則参照〕

(生活保護法の一部改正)

第32条 生活保護法の一部を次のように改正する。

第53条第3項中「社会保険診療報酬支払基金法」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法」に改め、同条第4項中「社会保険診療報酬支払基金」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」に改める。

附 則〔抄〕

(施行期日)

第1条 この法律は、令和9年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一～四〔省略〕

五〔前略〕附則第32条〔中略〕の規定 公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日

六～十〔省略〕

□児童福祉法

(令和7年12月12日法律第87号)

改正法施行日、〔附則参照〕

(児童福祉法の一部改正)

第14条 児童福祉法(昭和22年法律第164号)の一部を次のように改正する。

第19条の3第9項を次のように改める。

医療費支給認定保護者が医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童に指定小児慢性特定疾病医療支援を受けさせるとき、又は医療費支給認定患者が指定小児慢性特定疾病医療支援を受けるときは、厚生労働省令で定めるところにより、医療受給者証の提示、電子資格確認その他厚生労働省令で定める方法により、当該指定小児慢性特定疾病医療支援を受ける者が医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等であることについて、第5項の規定により定められた指定小児慢性特定疾病医療機関の確認を受けるものとする。ただし、緊急の場合その他やむを得ない事由のある場合については、当該確認を受けることを要しない。

第19条の3第10項中「に医療受給者証を提示した」を「による第9項の規定による確認を受けた」に改め、同条第9項の次に次の1項を加える。

前項の「電子資格確認」とは、医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等が、都道府県に対し、個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。)に記録された利用者証明用電子証明書(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第22条第1項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。)を送信する方法その他の厚生労働省令で定める方法により、小児慢性特定疾病児童等に係る医療費支給認定の情報(小児慢性特定疾病医療費の請求に必要な情報を含む。)の照会を行い、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通

信の技術を利用する方法により、都道府県から回答を受けて当該情報を指定小児慢性特定疾病医療支援を受ける指定小児慢性特定疾病医療機関に提供し、当該指定小児慢性特定疾病医療機関から医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等であることの確認を受けることをいう。

第 24 条の 20 第 1 項中「この条、次条及び第 24 条の 23」を「この款及び第 56 条の 6 の 2」に改め、「(以下この条)」の下に「及び次条」を加える。

第 60 条の 3 第 3 号を同条第 4 号とし、同条第 2 号中「第 21 条の 4 の 8 又は第 33 条の 23 の 9」を「第 21 条の 4 の 11 又は第 33 条の 23 の 12」に改め、同号を同条第 3 号とし、同条第 1 号の次に次の 1 号を加える。

二 第 21 条の 4 の 9 において準用する第 21 条の 4 の 6 の規定に違反して、仮名小児慢性特定疾病関連情報の利用に関して知り得た仮名小児慢性特定疾病関連情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用したとき。

第 61 条の 5 第 1 項中「第 21 条の 4 の 7 第 1 項」を「第 21 条の 4 の 10 第 1 項」に、「第 33 条の 23 の 8 第 1 項」を「第 33 条の 23 の 11 第 1 項」に改める。

附 則〔抄〕

(施行期日)

第 1 条 この法律は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一～五〔省略〕

六〔前略〕第 14 条中児童福祉法第 19 条の 3 第 9 項及び第 10 項の改正規定、同条第 9 項の次に 1 項を加える改正規定、〔中略〕第 24 条の 20 第 1 項〔中略〕の規定 公布の日から起算して 2 年を超えない範囲内において政令で定める日

七・八〔省略〕

九〔前略〕第 14 条の規定（〔中略〕第 6 号に掲げる改正規定を除く。）

□障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

(令和 7 年 12 月 12 日法律第 87 号)

改正法施行日、〔附則参照〕

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正)

第 22 条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）の一部を次のように改正する。

第 58 条第 2 項を次のように改める。

2 支給認定を受けた障害児の保護者が当該障害児に指定自立支援医療を受けさせるとき、又は支給認定を受けた障害者が指定自立支援医療を受けるときは、主務省令で定めるところにより、医療受給者証の提示、電子資格確認その他主務省令で定める方法により、当該指定自立支援医療を受ける者が支給認定に係る障害者等であることについて、指定自立支援医療機関の確認を受けるものとする。ただし、緊急の場合その他やむを得ない事由のある場合については、この限りでない。

第 58 条中第 6 項を第 7 項とし、第 3 項から第 5 項までを 1 項ずつ繰り下げ、第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 前項の「電子資格確認」とは、支給認定に係る障害者等が、市町村等に対し、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カードをいう。第 70 条第 3 項において同じ。）に記録された利用者証

明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成 14 年法律第 153 号）第 22 条第 1 項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。第 70 条第 3 項において同じ。）を送信する方法その他の主務省令で定める方法により、障害者等に係る支給認定の情報（自立支援医療費の請求に必要な情報を含む。）の照会を行い、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により、市町村等から回答を受けて当該情報を指定自立支援医療を受ける指定自立支援医療機関に提供し、当該指定自立支援医療機関から支給認定に係る障害者等であることの確認を受けることをいう。

第 70 条第 1 項中「受けた障害者」の下に「(以下この条及び第 105 条の 3 第 1 項において「療養介護医療費支給対象障害者」という。)」を、「係る療養介護医療」の下に「(次項及び第 3 項において「指定療養介護医療」という。)」を〔中略〕加える。

附 則〔抄〕

（施行期日）

第 1 条 この法律は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一～五〔省略〕

六〔前略〕第 22 条中障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 58 条第 2 項の改正規定、同条中第 6 項を第 7 項とし、第 3 項から第 5 項までを 1 項ずつ繰り下げる改正規定、同条第 2 項の次に 1 項を加える改正規定、同法第 70 条第 1 項〔中略〕の改正規定〔中略〕 公布の日から起算して 2 年を超えない範囲内において政令で定める日

七～十〔省略〕

□医療法

（令和 7 年 12 月 12 日法律第 87 号）

改正法施行日、〔附則参照〕

（医療法の一部改正）

第 1 条 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の 5 第 2 項中「有しないもの」の下に「(オンライン診療受診施設であるものを除く。)」を加える。

第 2 条の次に次の 1 条を加える。

第 2 条の 2 この法律において、「オンライン診療」とは、医師又は歯科医師の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）と患者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用し、映像及び音声の送受信により、医師又は歯科医師及び遠隔の地にある患者が相手の状態を相互に認識しながら通話することが可能な方法による診療をいう。

2 この法律において、「オンライン診療受診施設」とは、当該施設の設置者が、業として、オンライン診療を行う医師又は歯科医師の勤務する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院に対して、その行うオンライン診療を患者が受ける場所として提供する施設をいう。

第 3 条第 1 項及び第 2 項中「附けて」を「付けて」に改め、同条に次の 1 項を加える。

4 オンライン診療受診施設でないものは、これにオンライン診療受診施設その他オンライン診療受診施設に紛らわしい名称を付けてはならない。

第 6 条の 5 第 3 項中第 15 号を第 16 号とし、第 14 号の次に次の 1 号を加える。

十五 その勤務する医師又は歯科医師がオンライン診療受診施設を利用してオンライン診療を行

う病院又は診療所にあつては、当該オンライン診療を行う旨及び当該オンライン診療の内容に関する事項

第6条の5第4項中「若しくは第13号から第15号まで」を「 、第13号、第14号若しくは第16号」に改める。

第6条の8第1項中「若しくは助産所」を「 、助産所若しくはオンライン診療受診施設」に、「前条」を「前2条」に改め、同条第2項中「若しくは助産所」を「 、助産所若しくはオンライン診療受診施設」に、「又は前条第2項若しくは第3項」を「 、第6条の7第2項若しくは第3項又は前条」に改める。

第4章の章名中「及び助産所」を「 、助産所等」に改める。

第7条第1項中「 、第8条」を「 、第8条第1項」に、「第8条から第9条まで」を「第8条第1項」に、「第24条の2、第27条及び第28条から第30条までの規定」を「第27条、第28条及び第29条第2項」に改める。

第8条に次の1項を加える。

2 オンライン診療受診施設の設置者は、設置後10日以内に、オンライン診療受診施設の所在地の都道府県知事（その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、当該保健所を設置する市の市長又は特別区の区長）に届け出なければならない。

第8条の2第1項中「又は助産所の開設者は」を「若しくは助産所の開設者又はオンライン診療受診施設の設置者は」に、「又は助産所を」を「 、助産所又はオンライン診療受診施設を」に改め、同項ただし書中「前条」を「前条第1項」に改め、同条第2項中「又は助産所の開設者」を「若しくは助産所の開設者又はオンライン診療受診施設の設置者」に、「又は助産所を」を「 、助産所又はオンライン診療受診施設を」に改め、「都道府県知事」の下に「（診療所、助産所又はオンライン診療受診施設にあつては、その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、当該保健所を設置する市の市長又は特別区の区長。次条、第24条の2、第29条第1項、第29条の2及び第30条において同じ。）」を加える。

第9条第1項中「又は助産所の開設者」を「若しくは助産所の開設者又はオンライン診療受診施設の設置者」に、「又は助産所を」を「 、助産所又はオンライン診療受診施設を」に〔中略〕改める。

第14条の2の次に次の3条を加える。

第14条の3 厚生労働大臣は、厚生労働省令で、オンライン診療の適切な実施に関する基準を定めなければならない。

2 前項の基準は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 オンライン診療を行うに当たり病院又は診療所において必要な施設及び設備並びに人員の配置に関する事項

二 患者がオンライン診療を受ける場所に関する事項

三 オンライン診療を行うに当たり患者に対して行う説明に関する事項

四 他の病院又は診療所との連携その他の患者の病状が急変した場合において適切な治療を提供するための体制の確保に関する事項

五 その他オンライン診療の適切な実施に関し必要な事項

3 オンライン診療は、第1項の基準に従って行われなければならない。

第14条の4 オンライン診療を行う医師又は歯科医師が勤務する病院又は診療所（次条において「オンライン診療実施病院等」という。）の管理者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該医師又は歯科医師が行うオンライン診療を前条第1項の基準に適合させるために必要な措置を講じなけれ

ばならない。

第 14 条の 5 オンライン診療受診施設の設置者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該オンライン診療受診施設が第 14 条の 3 第 2 項第 2 号に掲げる事項に係る同条第 1 項の基準に適合する旨その他のオンライン診療実施病院等の管理者のオンライン診療受診施設の選択に資するものとして厚生労働省令で定める事項を公表しなければならない。

第 24 条の 2 第 1 項中「若しくは助産所」を「 、助産所若しくはオンライン診療受診施設」に、「又は助産所の開設者」を「若しくは助産所の開設者又はオンライン診療受診施設の設置者」に改め、同条第 2 項中「開設者」の下に「又は設置者」を加え、「開設する」を「開設し、又は設置する」に、「又は助産所」を「若しくは助産所又はオンライン診療受診施設」に改める。

第 25 条第 1 項中「管理者」の下に「若しくはオンライン診療受診施設の設置者」を加え、「若しくは助産所に」を「 、助産所若しくはオンライン診療受診施設に」に改め、同条第 2 項中「若しくは助産所の業務」を「 、助産所若しくはオンライン診療受診施設の業務」に改め、「管理者」の下に「若しくはオンライン診療受診施設の設置者」を加え、「の事務所」を「若しくはオンライン診療受診施設の設置者の事務所」に、「若しくは助産所の運営」を「 、助産所若しくはオンライン診療受診施設の運営」に改める。

第 29 条第 1 項中「その開設者」の下に「若しくはオンライン診療受診施設の設置者」を加え、同項第 2 号中「第 8 条」を「第 8 条第 1 項」に、「又は助産所（同条）を「 、助産所（同項）に、「 ）が」を「 ）又はオンライン診療受診施設が」に改め、同項第 3 号中「 、第 24 条の 2 第 2 項」を削り、同項第 4 号中「開設者」の下に「又は設置者」を加え、同号を同項第 5 号とし、同項第 3 号の次に次の 1 号を加える。

四 開設者又は設置者が第 24 条の二第二項の規定に基づく命令に違反したとき。

第 30 条の 4 第 2 項第 11 号ニ中「施策」の下に「並びにニに掲げる目標の達成に向けた医師の派遣その他の医師の確保に関する施策（イ(2)に掲げる区域を定めた場合に限る。）」を加え、同号中ニをホとし、ハの次に次のように加える。

ニ イ(2)に掲げる区域において確保すべき医師の数の目標（当該区域を定めた場合に限る。）

第 30 条の 4 第 6 項及び第 7 項中「事項」の下に「(同号イ(1)に掲げる区域に係るものに限る。）」を加える。

第 30 条の 5 中「若しくは管理者」を「 、管理者若しくは設置者」に改める。

第 30 条の 7 第 1 項中「及び管理者」を「 、管理者及び設置者」に改める。

第 30 条の 8 に次の 1 項を加える。

2 前項に定めるもののほか、厚生労働大臣は、医療計画において定められた第 30 条の 4 第 2 項第 4 号から第 6 号までに掲げる事項の実施について、同項第 1 号の目標の設定並びに当該目標の達成のための実効性のある取組及び当該取組の効果に係る評価の実施が総合的に推進されるよう、都道府県に対し、必要な助言を行うものとする。

第 30 条の 11 に次の 1 項を加える。

2 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた病院若しくは診療所を開設しようとする者又は病院若しくは診療所の開設者若しくは管理者がこれに従わなかったときは、その旨を厚生労働大臣に通知するものとする。

第 5 章第 3 節の節名中「病床」を「医療機関機能及び病床」に改める。

第 30 条の 13 第 1 項中「(以下「病床機能報告対象病院等」という。）」を削り、「地域における」の下に「医療機関機能（病院又は診療所ごとに地域の医療提供施設として提供する医療の内容をいう。以

下この条において同じ。)及び」を加え、「病床機能報告対象病院等の病床の機能」を「病院又は診療所の医療機関機能に応じ厚生労働省令で定める区分及び病床の機能」に、「病床機能報告対象病院等の所在地」を「病院又は診療所の所在地」に改め、同項中第4号を第6号とし、同項第3号中「病床機能報告対象病院等」を「病院又は診療所」に改め、同号を同項第5号とし、同項第2号中「から」の下に「第2号の」を加え、同号を同項第4号とし、同項第1号中「厚生労働省令で定める日(次号において「基準日」という。)」を「基準日」に改め、同号を同項第3号とし、同号の前に次の2号を加える。

一 厚生労働省令で定める日(次号から第4号までにおいて「基準日」という。)における医療機関機能

二 基準日から厚生労働省令で定める期間が経過した日における医療機関機能の予定(次項において「基準日後医療機関機能」という。)

第30条の13第2項中「病床機能報告対象病院等の管理者は、前項」を「前項に規定する病院又は診療所(以下「医療機関機能等報告対象病院等」という。)の管理者は、同項」に改め、「報告した」の下に「基準日後医療機関機能又は」を加え、「当該病床機能報告対象病院等」を「当該医療機関機能等報告対象病院等」に改め、同条第3項、第5項及び第6項中「病床機能報告対象病院等」を「医療機関機能等報告対象病院等」に改め、同条に次の2項を加える。

7 都道府県知事は、第1項又は第2項の規定による報告の内容を踏まえ、地域における医療機関機能又は病床の機能の分化及び連携の推進のための措置をとることが必要と認められる場合として厚生労働省令で定める場合に該当するときは、当該報告をした医療機関機能等報告対象病院等の開設者又は管理者に対し、当該報告の内容を変更するよう求めることができる。

8 医療機関機能等報告対象病院等の開設者又は管理者は、前項の規定により都道府県知事から求めがあつたときは、これに応ずるよう努めなければならない。

第30条の14第1項中「第2項」の下に「、第30条の18の6第4項及び第5項」を加える。

第30条の15第1項中「病床機能報告対象病院等」を「医療機関機能等報告対象病院等」に改め、「及び次条」を削り、同条第4項中「、その他の」を「その他の」に改め、同条第6項中「第4項」を「前項」に改める。

第30条の16第1項中「、その他の」を「その他の」に、「病床機能報告対象病院等」を「医療機関機能等報告対象病院等」に改め、同条第2項中「病床機能報告対象病院等」を「医療機関機能等報告対象病院等」に改める。

第30条の17、第30条の18、第30条の18の2第1項及び第3項並びに第30条の18の3第2項中「病床機能報告対象病院等」を「医療機関機能等報告対象病院等」に改める。

第30条の18の5第1項第1号中「外来医療に係る医療提供体制の状況に関する」を「次に掲げる」に改め、同号に次のように加える。

イ 地域において特に必要とされる外来医療(次条において「地域外来医療」という。)に関する事項

ロ 外来医療に係る医療提供体制の状況に関する事項

第5章第4節に次の1条を加える。

第30条の18の6 都道府県知事は、第30条の4第2項第14号に規定する区域であつて、外来医療を行う医師の数の、外来患者の数に対する比率に相当するものとして厚生労働省令で定めるところにより算定した率その他厚生労働省令で定める指標が、厚生労働省令で定める基準を超えるものがある場合において、当該区域のうち、特に地域外来医療を確保する必要がある区域があると認めるときは、当該区域を指定するものとする。

2 都道府県知事は、前項の指定をしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

3 第1項の指定を受けた区域において、診療所（医業を行う場所であつて、患者を入院させるための施設を有しないものに限る。）を開設しようとする者は、やむを得ない場合として厚生労働省令で定める場合を除き、当該診療所を開設する日の6月前までに、厚生労働省令で定めるところにより、当該区域における地域外来医療の提供に関する意向その他の厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。

4 都道府県知事は、第1項の指定を受けた区域において、前項の届出をした者その他厚生労働省令で定める者（以下この条において「届出者等」という。）が当該区域における地域外来医療の提供をしない意向を示しているときは、当該届出者等に対し、前条第1項に規定する協議の場における協議に参加し、当該提供をしない理由その他の厚生労働省令で定める事項（以下この条において「理由等」という。）について説明をするよう求めることができる。

5 届出者等は、前項の規定により都道府県知事から求めがあつたときは、当該協議の場における協議に参加し、理由等について説明をするよう努めなければならない。

6 都道府県知事は、前項の説明の内容を踏まえ、理由等がやむを得ないものと認められないときは、届出者等に対し、期限を定めて、当該区域における地域外来医療の提供をすべきことを要請することができる。

7 都道府県知事は、前項の規定による要請を受けた届出者等により開設された診療所の開設者又は管理者が、当該要請に係る地域外来医療の提供をしていないと認めるときは、当該開設者又は管理者に対し、都道府県医療審議会に出席し、理由等について説明をするよう求めることができる。

8 当該診療所の開設者又は管理者は、前項の規定により都道府県知事から求めがあつたときは、都道府県医療審議会に出席し、理由等について説明をするよう努めなければならない。

9 都道府県知事は、前項の説明の内容を踏まえ、理由等がやむを得ないものと認められないときは、当該診療所の開設者又は管理者に対し、都道府県医療審議会の意見を聴いて、当該区域における地域外来医療の提供をすべきことを勧告することができる。

10 都道府県知事は、前項の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた診療所の開設者又は管理者がこれに従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

11 都道府県知事は、第6項の規定による要請を受けた届出者等がこれに応じなかつたとき、第9項の規定による勧告をしたとき又は当該勧告を受けた診療所の開設者若しくは管理者がこれに従わなかつたときは、その旨を厚生労働大臣に通知するものとする。

第2条 医療法の一部を次のように改正する。

第6条の5第3項第7号中「第30条の4第12項」を「第30条の4第11項」に改める。

第6条の12の次に次の1条を加える。

第6条の12の2 美容を目的として人の皮膚若しくは歯牙を清潔にし、若しくは美化し、身体を整え、又は体重を減ずるための医学的処置、手術及びその他の治療を行う病院又は診療所であつて厚生労働省令で定めるものの管理者は、厚生労働省令で定めるところにより、前条に規定する措置の状況その他の医療の安全の確保のために必要な情報として厚生労働省令で定める事項を当該病院又は診療所の所在地の都道府県知事（診療所にあつては、その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、当該保健所を設置する市の市長又は特別区の区長。以下この条、第15条第3項及び第18条において同じ。）に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告をした病院又は診療所の管理者は、同項の規定により報告した事項につ

いて変更が生じたときは、厚生労働省令で定めるところにより、速やかに当該病院又は診療所の所在地の都道府県知事に報告しなければならない。

3 都道府県知事は、前2項の規定による報告の内容を確認するために必要があると認めるときは、市町村その他の官公署に対し、当該都道府県（診療所にあつては、その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、当該保健所を設置する市又は特別区。第18条において同じ。）の区域内に所在する第1項に規定する病院又は診療所に関し必要な情報の提供を求めることができる。

4 都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、第1項の規定により報告された事項のうち医療の安全の確保のために特に必要な事項として厚生労働省令で定めるものを公表しなければならない。

5 都道府県知事は、第1項に規定する病院又は診療所の管理者が同項若しくは第2項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、期間を定めて、当該病院又は診療所の開設者に対し、当該管理者をしてその報告を行わせ、又はその報告の内容を是正させることを命ずることができる。

第7条第1項中「、第15条、第18条」を削り、同条第5項中「第30条の4第1項に規定する医療計画（以下この条、次条及び第7条の3第1項において「医療計画」を「第30条の3の3第1項に規定する地域医療構想（以下この項、次条第3項第2号及び第7項、第7条の3第1項並びに第7条の4第1項において「地域医療構想」に、「第30条の4第2項第7号」を「第30条の3の3第2項第2号」に、「。第7条の3第1項」を「。次条第3項、第7条の3第1項及び第7条の4第1項」に、「、医療計画」を「、地域医療構想」に改め、「同号イに規定する」を削り、「必要量」の下に「（第30条の3の3第2項第4号に規定する将来の病床数の必要量をいう。次条第3項第2号、第7条の3第1項及び第7条の4第1項第1号において同じ。）」を加え、「医療計画において定める同号に規定する」を削り、同条第6項中「第30条の4第10項」を「第30条の4第9項」に、「同条第11項」を「同条第10項」に、「同条第10項」を「同条第9項」に、「この項、次条及び第7条の3第1項」を「この節」に、「医療計画において定める第30条の4第2項第14号」を「同条第1項に規定する医療計画（以下この項、次条及び第7条の4第1項第2号において「医療計画」という。）において定める第30条の4第2項第12号」に、「の数）」を「の数の合計）」に、「第30条の4第8項」を「第30条の4第7項」に改める。

第7条の2第1項中「第30条の4第2項第14号」を「第30条の4第2項第12号」に、「の数）が、同条第8項」を「の数の合計）が、同条第7項」に改め、同条第2項中「第30条の4第2項第14号」を「第30条の4第2項第12号」に、「の数が、同条第8項」を「の数の合計が、同条第7項」に改め、同条中第7項を第12項とし、同条第6項中「第3項」を「第8項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第5項中「若しくは第2項」を「、第2項若しくは第7項」に、「又は第3項」を「又は第8項」に改め、同項を同条第10項とし、同条第4項中「前3項」を「第1項から第3項まで及び前項」に、「地域」を「地域及び当該構想区域」に、「第30条の4第8項」を「第30条の4第7項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第3項中「第30条の4第2項第14号」を「第30条の4第2項第12号」に、「の数が、同条第8項」を「の数の合計が、同条第7項」に改め、同項を同条第8項とし、同条第2項の次に次の5項を加える。

3 都道府県知事は、病院の開設の許可若しくは病院の病床数の増加の許可の申請（療養病床等に関するものに限る。）又は診療所の病床の設置の許可若しくは診療所の病床数の増加の許可の申請があつた場合において、次の各号のいずれにも該当するときは、当該申請をした者（以下この条において「申請者」という。）に対し、当該申請に係る病院又は診療所の所在地を含む構想区域において病院の開設、診療所の病床の設置又は病院若しくは診療所の病床数の増加が必要である理由その他の厚生労働省令

で定める事項（第5項及び第6項において「理由等」という。）を記載した書面を提出し、かつ、第30条の14第1項に規定する協議の場合における協議に参加するよう求めるものとする。

一 当該申請に係る病院又は診療所の所在地を含む地域（医療計画において定める第30条の4第2項第12号に規定する区域をいう。）における療養病床及び一般病床の数の合計が、当該申請に係る病院の開設、診療所の病床の設置又は病院若しくは診療所の病床数の増加によつて、同条第7項の厚生労働省令で定める基準に従い医療計画において定めるその地域の療養病床及び一般病床に係る基準病床数に満たないと認めるとき。

二 当該申請に係る病院又は診療所の所在地を含む構想区域における療養病床及び一般病床の数の合計が、地域医療構想において定める当該構想区域における将来の病床数の必要量の合計に既に達しているか、又は当該申請に係る病院の開設、診療所の病床の設置若しくは病院若しくは診療所の病床数の増加によつてこれを超えることになると認めるとき。

4 申請者は、前項の規定により都道府県知事から求めがあつたときは、これに応ずるよう努めなければならない。

5 都道府県知事は、第3項の協議の場合における協議が調わないときその他の厚生労働省令で定めるときは、申請者に対し、都道府県医療審議会に出席し、理由等について説明をするよう求めることができる。

6 申請者は、前項の規定により都道府県知事から求めがあつたときは、都道府県医療審議会に出席し、理由等について説明をするよう努めなければならない。

7 都道府県知事は、第3項の協議の場合における協議の内容及び前項の説明の内容を踏まえ、地域医療構想の達成の推進のために当該申請に係る病床を必要としないと認めるときは、申請者（第1項各号に掲げる者に限る。）に対し、前条第4項の規定にかかわらず、同条第1項から第3項までの許可を与えないことができる。

第7条の3第1項中「医療計画」を「地域医療構想」に改め、「第30条の4第2項第7号イに規定する」を削り、同条第4項中「、その他の」を「その他の」に改め、同条第6項中「及び第4項」を「及び前項」に改め、同条の次に次の1条を加える。

第7条の4 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、地域医療構想の達成に向けた病床の機能（第30条の3第2項第7号に規定する病床の機能をいう。以下この項において同じ。）の分化及び連携を推進する必要があると認める第1号の構想区域又は第2号の区域に所在する病院（療養病床等を有するものに限る。）又は診療所（第7条第3項の許可を得て病床を設置するものに限る。）の開設者又は管理者に対し、第30条の14第1項に規定する協議の場合における協議に参加するよう求め、病床の機能の分化及び連携の推進のために必要な事項について協議を行うことができる。

一 構想区域における療養病床及び一般病床の数の合計が、地域医療構想において定める当該構想区域における将来の病床数の必要量の合計に既に達しているとき。

二 医療計画において定める第30条の4第2項第12号に規定する区域における療養病床及び一般病床の数（第7条の2第9項の補正が行われた既存の病床数をいう。）の合計が、第30条の4第7項の厚生労働省令で定める基準に従い医療計画において定める当該区域における療養病床及び一般病床に係る基準病床数に既に達しているとき。

2 前項の病院又は診療所の開設者又は管理者は、同項の規定に基づき第30条の14第1項に規定する協議の場合における協議に参加するよう都道府県知事から求めがあつた場合には、これに応ずるよう努めるとともに、当該協議の場合において同項に規定する関係者間の協議（当該開設者又は管理者が参加した場合に限る。）が調つた事項については、その実施に努めなければならない。

第 18 条中「(診療所にあつては、その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、当該保健所を設置する市又は特別区)」を削る。

第 29 条第 1 項第 3 号中「第 6 条の 3 第 8 項」の下に「、第 6 条の 12 の 2 第 5 項」を加え、同条第 3 項第 6 号及び第 4 項第 6 号中「第 7 条の 2 第 3 項」を「第 7 条の 2 第 8 項」に改める。

第 30 条の 3 第 2 項第 5 号中「第 30 条の 4 第 2 項第 7 号」を「第 30 条の 3 の 3 第 1 項」に改め、同項中第 12 号を第 14 号とし、第 11 号を第 13 号とし、第 10 号を第 11 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

十二 第 30 条の 3 の 3 第 1 項に規定する地域医療構想の作成及び進捗状況の評価に関する基本的な事項

第 30 条の 3 第 2 項中第 9 号を第 10 号とし、第 6 号から第 8 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 5 号の次に次の 1 号を加える。

六 地域における医療機関機能(病院又は診療所ごとに地域の医療提供施設として提供する医療の内容をいう。以下同じ。)の分化及び連携並びに医療を受ける者に対する医療機関機能に関する情報の提供の推進に関する基本的な事項

第 5 章第 2 節の節名を次のように改める。

第 2 節 地域医療構想及び医療計画

第 5 章第 2 節中第 30 条の 4 の前に次の 1 条を加える。

第 30 条の 3 の 3 都道府県は、基本方針に即して、かつ、地域の実情に応じて、当該都道府県における将来の医療提供体制に関する構想(以下「地域医療構想」という。)を定めるものとする。

2 地域医療構想においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 将来の医療提供体制の基本的な方向に関する事項

二 地域における医療機関機能及び病床の機能の分化及び連携を推進するための基準として厚生労働省令で定める基準に従い定める区域(以下「構想区域」という。)

三 構想区域における第 30 条の 13 第 1 項(療養病床又は一般病床に関する部分に限る。以下この条において同じ。)に規定する医療機関機能に応じ厚生労働省令で定める区分ごとの将来の医療機関機能の見通し(第 30 条の 14 第 1 項において単に「将来の医療機関機能の見通し」という。)

四 構想区域における厚生労働省令で定めるところにより算定された第 30 条の 13 第 1 項に規定する病床の機能区分ごとの将来の病床数の必要量(以下単に「将来の病床数の必要量」という。)

五 地域医療構想の達成に向けた医療機関機能の分化及び連携の推進に関する事項

六 地域医療構想の達成に向けた病床の機能の分化及び連携の推進に関する事項

七 前各号に掲げるもののほか、医療機関機能又は病床の機能の分化及び連携の推進のために必要なものとして厚生労働省令で定める事項

八 医療機関機能に関する情報の提供の推進に関する事項

九 病床の機能に関する情報の提供の推進に関する事項

3 都道府県は、地域医療構想を作成するに当たっては、第 30 条の 13 第 1 項、第 30 条の 18 の 2 第 1 項、第 30 条の 18 の 3 第 1 項及び第 30 条の 18 の 4 第 1 項の規定による報告の内容並びに人口構造の変化の見通しその他の医療の需要の動向並びに医療従事者及び医療提供施設の配置の状況の見通しその他の事情を勘案しなければならない。

4 都道府県は、地域医療構想を作成するに当たっては、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第 4 条第 1 項に規定する都道府県計画及び介護保険法第 118 条第 1 項に規定する都道府県介護保険事業支援計画並びに感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 10

条第1項に規定する予防計画及び新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第7条第1項に規定する都道府県行動計画との整合性の確保を図らなければならない。

5 都道府県は、地域医療構想を作成するに当たっては、他の法律の規定による計画であつて医療の確保に関する事項を定めるものとの調和が保たれるようにするとともに、公衆衛生、薬事、社会福祉その他医療と密接な関連を有する施策との連携を図るように努めなければならない。

6 都道府県は、地域医療構想を作成するに当たって、当該都道府県の境界周辺の地域における医療の需給の実情に照らし必要があると認めるときは、関係都道府県と連絡調整を行うものとする。

7 都道府県は、医療に関する専門的科学的知見に基づいて地域医療構想の案を作成するため、診療又は調剤に関する学識経験者の団体の意見を聴かなければならない。

8 都道府県は、地域医療構想を定め、又は第10項の規定により地域医療構想を変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県医療審議会、市町村（救急業務を処理する地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項の一部事務組合及び広域連合を含む。次条第16項において同じ。）及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第157条の2第1項の保険者協議会（次条第16項において「保険者協議会」という。）の意見を聴かなければならない。

9 都道府県は、地域医療構想を定め、又は次項の規定により地域医療構想を変更したときは、遅滞なく、これを厚生労働大臣に提出するとともに、その内容を公示しなければならない。

10 都道府県は、地域医療構想について、調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、当該都道府県の地域医療構想を変更するものとする。

11 厚生労働大臣は、都道府県の区域を超えた広域的な見地から情報の収集、整理及び分析（以下この項において「収集等」という。）を行い、都道府県に対し、地域の実情に応じた地域医療構想の達成の推進に関する技術的事項について、当該収集等の結果の提供その他の必要な援助を行うものとする。

12 厚生労働大臣は、地域医療構想の作成の手法その他地域医療構想の作成上重要な技術的事項について、都道府県に対し、必要な助言をすることができる。

第30条の4第1項中「基本方針」の下に「及び地域医療構想」を加え、同条第2項中第7号から第9号までを削り、第10号を第7号とし、第10号の2を第8号とし、同項第11号イ(1)中「第14号及び第15号」を「第12号及び第13号」に改め、同号ロ中「第14号」を「第12号」に改め、同号ハ中「第15号」を「第13号」に改め、同号を同項第9号とし、同項中第12号を第10号とし、第13号から第15号までを2号ずつ繰り上げ、同項第16号中「第6項及び第7項」を「第5項及び第6項」に改め、同号を同項第14号とし、同項中第17号を第15号とし、同条第5項を削り、同条第6項中「第2項第11号」を「第2項第9号」に、「同項第14号」を「同項第12号」に改め、同項を同条第5項とし、同条第7項中「第2項第11号」を「第2項第9号」に、「同項第14号」を「同項第12号」に改め、同項を同条第6項とし、同条第8項中「第2項第14号及び第15号」を「第2項第12号及び第13号」に、「同項第17号」を「同項第15号」に改め、同項を同条第7項とし、同条第9項中「第2項第17号」を「第2項第15号」に改め、同項を同条第8項とし、同条第10項中「第18項」を「第17項」に、「第2項第17号」を「第2項第15号」に改め、同項を同条第9項とし、同条第11項中「第18項」を「第17項」に、「第2項第17号」を「第2項第15号」に改め、同項を同条第10項とし、同条第12項中「第18項」を「第17項」に改め、「当該医療計画において定める」を削り、「第2項第17号」を「第2項第15号」に改め、同項を同条第11項とし、同条第13項中「（平成24年法律第31号）」を削り、同項を同条第12項とし、同条中第14項を第13項とし、第15項を第14項とし、第16項を第15項とし、同条第17項中「（救急業務を処理する地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項の一部事務組合及び広域連合を含む。）」及び「高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年

法律第 80 号) 第 157 条の 2 第 1 項の」を削り、同項を同条第 16 項とし、同条中第 18 項を第 17 項とする。

第 30 条の 5 中「都道府県は、」の下に「地域医療構想若しくは」を加える。

第 30 条の 6 第 1 項中「第 10 号の 2 及び第 11 号」を「第 8 号及び第 9 号」に改める。

第 30 条の 7 第 1 項中「設置者は、」の下に「地域医療構想及び」を加え、同条第 2 項第 1 号中「病床」を「医療機関機能及び病床」に改め、同条第 3 項及び第 4 項中「管理者は、」の下に「地域医療構想及び」を加える。

第 30 条の 10 第 1 項中「医療計画」を「地域医療構想及び医療計画」に、「病床」を「医療機関機能及び病床」に改める。

第 30 条の 11 第 1 項中「医療計画」を「地域医療構想及び医療計画」に改める。

第 30 条の 13 第 1 項中「病院又は診療所であつて療養病床又は」を「病院であつて感染症病床及び結核病床以外の病床を有するもの又は診療所であつて療養病床若しくは」に改め、「(病院又は診療所ごとに地域の医療提供施設として提供する医療の内容をいう。以下この条において同じ。)」を削る。

第 30 条の 14 第 1 項中「区域(」の下に「第 4 項、」を、「ごとに」の下に「」、市町村」を、「その他の関係者」の下に「として厚生労働省令で定める者」を加え、「この条」を「この項及び次項」に改め、「協議の場(」の下に「第 4 項及び第 5 項、」を加え、「医療計画において定める」を「地域医療構想において定める将来の医療機関機能の見通しを踏まえた医療機関機能の分化及び連携を推進するための方策、」に改め、同条第 3 項中「医療計画において定める」を削り、同条に次の 2 項を加える。

4 都道府県は、構想区域等が第 30 条の 18 の 5 第 1 項に規定する対象区域と一致する場合には、当該構想区域等における第 1 項の協議に代えて、当該対象区域における同条第 1 項に規定する協議の場において、地域医療構想の達成を推進するために必要な事項(外来医療に係る医療提供体制の確保に関するものに限る。)について協議を行うことができる。

5 第 30 条の 18 の 5 第 1 項に規定する関係者は、前項の規定に基づき都道府県が行う協議に参加するよう都道府県から求めがあつた場合には、これに協力するよう努めるとともに、当該協議の場において当該関係者間の協議が調つた事項については、その実施に協力するよう努めなければならない。

第 30 条の 15 第 1 項中「医療計画」を「地域医療構想」に改め、同条第 7 項中「医療計画において定める」を削る。

第 30 条の 16 第 1 項中「都道府県知事は、医療計画において定める」を「都道府県知事は、」に、「病床数が、医療計画」を「病床数が、地域医療構想」に改め、同条第 2 項中「医療計画において定める」を削る。

第 30 条の 18 の 5 第 1 項中「第 30 条の 4 第 2 項第 14 号」を「第 30 条の 4 第 2 項第 12 号」に改め、同項第 1 号中「第 30 条の 4 第 2 項第 11 号ロ」を「第 30 条の 4 第 2 項第 9 号ロ」に改め、同条第 6 項中「前項に規定する場合には、」を削る。

第 30 条の 18 の 6 第 1 項中「第 30 条の 4 第 2 項第 14 号」を「第 30 条の 4 第 2 項第 12 号」に改める。

第 30 条の 23 第 3 項中「第 30 条の 4 第 2 項第 11 号ロ」を「第 30 条の 4 第 2 項第 9 号ロ」に改める。

第 30 条の 25 第 1 項第 1 号中「第 30 条の 4 第 6 項」を「第 30 条の 4 第 5 項」に、「同条第 7 項」を「同条第 6 項」に改める。

第 42 条の 2 第 1 項第 4 号ロ中「第 30 条の 4 第 2 項第 14 号」を「第 30 条の 4 第 2 項第 12 号」に改める。

第3条 医療法の一部を次のように改正する。

第7条の2第3項中「療養病床等に関するものに限る」を「感染症病床及び結核病床に関するものを除く」に改め、同項第1号中「地域（ ）の下に「当該申請に係る病床が療養病床等のみである場合は」を加え、「をいう」を「とし、当該申請に係る病床が精神病床のみである場合は当該都道府県の区域とし、当該申請に係る病床が療養病床等及び精神病床である場合は同号に規定する区域及び当該都道府県の区域とする」に、「療養病床及び一般病床の数の合計」を「病院又は診療所の病床の当該申請に係る病床の種別に応じた数（当該申請に係る病床が療養病床等のみである場合は、その地域における療養病床及び一般病床の数の合計）」に、「区域の療養病床及び一般病床に係る基準病床数」を「地域の当該申請に係る病床の種別に応じた基準病床数（当該申請に係る病床が療養病床等のみである場合は、その地域における療養病床及び一般病床に係る基準病床数）」に改め、同項第2号中「療養病床及び一般病床の数の合計」を「当該申請に係る病床の種別に応じた数（当該申請に係る病床が療養病床等のみである場合は、当該構想区域における療養病床及び一般病床の数の合計）」に、「将来の病床数の必要量の合計」を「当該申請に係る病床の種別に応じた将来の病床数の必要量の合計（当該申請に係る病床が療養病床等のみである場合は、当該構想区域における療養病床及び一般病床に係る将来の病床数の必要量の合計）」に改める。

第7条の3第1項中「療養病床等に関するものに限る」を「感染症病床及び結核病床に関するものを除く」に、「療養病床及び一般病床の数の合計」を「当該申請に係る病床の種別に応じた数（当該申請に係る病床が療養病床等のみである場合は、当該構想区域における療養病床及び一般病床の数の合計）」に、「将来の病床数の必要量の合計」を「当該申請に係る病床の種別に応じた将来の病床数の必要量の合計（当該申請に係る病床が療養病床等のみである場合は、当該構想区域における療養病床及び一般病床に係る将来の病床数の必要量の合計）」に改め、同条第8項中「において」の下に「 、第1項中「感染症病床及び結核病床に関するものを除く」とあるのは「療養病床等に関するものに限る」と、「当該申請に係る病床の種別に応じた数（当該申請に係る病床が療養病床等のみである場合は、当該構想区域における療養病床及び一般病床の数の合計）」とあるのは「療養病床及び一般病床の数の合計」と、「当該申請に係る病床の種別に応じた将来の病床数の必要量の合計（当該申請に係る病床が療養病床等のみである場合は、当該構想区域における療養病床及び一般病床に係る将来の病床数の必要量の合計）」とあるのは「療養病床及び一般病床に係る将来の病床数の必要量の合計」と」を加える。

第7条の4第1項第1号中「当該構想区域における」の下に「療養病床及び一般病床に係る」を加え、同条に次の1項を加える。

3 前2項の規定は、精神病床について準用する。この場合において、第1項中「又は診療所（第7条第3項の許可を得て病床を設置するものに限る。）の開設者」とあるのは「の開設者」と、同項第2号中「医療計画において定める第30条の4第2項第12号に規定する区域」とあるのは「当該都道府県の区域」と、前項中「病院又は診療所」とあるのは「病院」と読み替えるものとする。

附 則〔抄〕

（施行期日）

第1条 この法律は、令和9年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第1条中医療法第30条の8に1項を加える改正規定及び同法第30条の15第1項の改正規定（「及び次条」を削る部分に限る。）〔中略〕 公布の日
- 二 第1条の規定（前号、第4号及び第5号に掲げる改正規定を除く。）〔中略〕 令和8年4月1日
- 三 〔省略〕

四 第1条中医療法〔中略〕第30条の3の2第1項の改正規定、同法第5章第3節の節名の改正規定、同法第30条の13の改正規定、同法第30条の15第1項の改正規定（第1号に掲げる改正規定を除く。）並びに同条第4項及び第6項並びに同法第30条の16から第30条の18まで、第30条の18の2第1項及び第3項並びに第30条の18の3第2項の改正規定 令和8年10月1日

五〔省略〕

六 第2条中医療法第6条の12の次に1条を加える改正規定並びに同法第7条第1項、第17条、第18条及び第29条第1項第3号の改正規定〔中略〕 公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日

七 第2条中医療法第30条の13第1項の改正規定（「病院又は診療所であつて療養病床又は」を「病院であつて感染症病床及び結核病床以外の病床を有するもの又は診療所であつて療養病床若しくは」に改める部分に限る。） 令和9年10月1日

八 第3条〔中略〕の規定 令和10年4月1日

九・十〔省略〕

□精神保健及び精神障害者福祉に関する法律

（令和7年12月12日法律第87号）

改正法施行日、〔附則参照〕

（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律等の一部改正）

第31条 次に掲げる法律の規定中「社会保険診療報酬支払基金」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」に改める。

一 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第29条の9（見出しを含む。）

附 則〔抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、令和九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一～四〔省略〕

五 〔前略〕附則〔中略〕第三十一条の規定〔中略〕 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

六～十〔省略〕

【経済法編】

□金融商品取引法施行令

（令和7年11月14日政令第375号）

改正法施行日、令7・11・14

金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号）の一部を次のように改正する。

第1条の19第4号中「その信託財産の一口当たりの純資産額の変動率を金融商品市場における相場その他の指標の変動率に一致させるよう運用する旨及び」を削る。

□財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則

(令和7年8月22日内閣府令第75号)

改正法施行日、令7・8・22

(リースに関する注記)

第8条の6 リースについては、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。

一 財務諸表提出会社が借手（リースにおいて原資産を使用する権利を一定期間にわたり対価と交換に獲得する者をいう。以下この項、第8条の30第1項及び第2項並びに第16条の2第1項において同じ。）である場合 次のイからハまでに掲げる情報の区分に応じ、当該イからハまでに定める事項
イ [略]

ロ リース特有の取引に関する情報 次に掲げる事項

[(1)・(2) 略]

(3) セール・アンド・リースバック取引（売手である借手が資産を買手である貸手（リースにおいて原資産を使用する権利を一定期間にわたり対価と交換に提供する者をいう。以下この項及び第98条の3において同じ。）に譲渡し、売手である借手が買手である貸手から当該資産をリースする取引をいう。(3)において同じ。) については、次の(i)から(iii)までに掲げる場合の区分に応じ、当該(i)から(iii)までに定める事項

[(i)~(iii) 略]

(4) [略]

ハ [略]

[二・三 略]

[2~8 略]

(金融商品に関する注記)

第8条の6の2 [略]

2 [略]

3 第1項本文の規定にかかわらず、貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。以下この項において「組合等」という。）への出資については、第1項第2号に掲げる事項の記載を要しない。この場合には、その旨及び当該出資の貸借対照表計上額の合計額を注記しなければならない。ただし、組合等の構成資産に含まれる全ての市場価格のない株式（出資者である企業の子会社株式及び関連会社株式を除く。第138条第6項において同じ。）について時価をもつて評価し、組合等への出資者の会計処理の基礎とする取扱いを行つている場合には、その旨、当該取扱いを行う組合等の選択に関する方針及び当該取扱いを行つている組合等への出資の貸借対照表計上額の合計額を併せて注記するものとする。

4 投資信託等（法第2条第1項第10号に掲げる投資信託又は外国投資信託の受益証券、同項第11号に掲げる投資証券又は外国投資証券その他これらに準ずる有価証券を含む金融商品をいう。以下同じ。）について、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従い、投資信託等の基準価額を時価とみなす場合には、第1項第2号に掲げる事項の記載については、当該投資信託等が含まれている旨を注記しなければならない（当該投資信託等の貸借対照表計上額の合計額に重要性が乏しい場合を除く。）。

5 第1項本文の規定にかかわらず、投資信託等について、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従い、投資信託等の基準価額を時価とみなす場合には、同項第3号に掲げる事項の記載を要しない。この場合には、次に掲げる事項を注記しなければならない。

- 一 [略]
 - 二 当該投資信託等の貸借対照表計上額の合計額
 - 三 当該投資信託等の期首残高から期末残高への調整表（当該投資信託等の貸借対照表計上額の合計額に重要性が乏しい場合を除く。）
 - 四 貸借対照表日における解約又は買戻請求に関する制限の内容ごとの内訳（投資信託等について、信託財産又は資産を主として金融商品に対する投資として運用することを目的としている場合に限り、その投資信託等の貸借対照表計上額の合計額に重要性が乏しい場合を除く。）
- [6～10 略]

□連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則

（令和7年8月22日内閣府令第75号）

改正法施行日、令7・8・22

（金融商品に関する注記）

第15条の5の2 [略]

2 [略]

3 第1項本文の規定にかかわらず、連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。以下この項において「組合等」という。）への出資については、第1項第2号に掲げる事項の記載を要しない。この場合には、その旨及び当該出資の連結貸借対照表計上額の合計額を注記しなければならない。ただし、組合等の構成資産に含まれる全ての市場価格のない株式（出資者である企業の子会社株式及び関連会社株式を除く。第111条第6項において同じ。）について時価をもつて評価し、組合等への出資者の会計処理の基礎とする取扱いを行っている場合には、その旨、当該取扱いを行う組合等の選択に関する方針及び当該取扱いを行っている組合等への出資の連結貸借対照表計上額の合計額を併せて注記するものとする。

4 投資信託等（法第2条第1項第10号に掲げる投資信託又は外国投資信託の受益証券、同項第11号に掲げる投資証券又は外国投資証券その他これらに準ずる有価証券を含む金融商品をいう。以下同じ。）について、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従い、投資信託等の基準価額を時価とみなす場合には、第1項第2号に掲げる事項の記載については、当該投資信託等が含まれている旨を注記しなければならない（当該投資信託等の連結貸借対照表計上額の合計額に重要性が乏しい場合を除く。）。

5 第1項本文の規定にかかわらず、投資信託等について、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従い、投資信託等の基準価額を時価とみなす場合には、同項第3号に掲げる事項の記載を要しない。この場合には、次に掲げる事項を注記しなければならない。

- 一 [略]
- 二 当該投資信託等の連結貸借対照表計上額の合計額
- 三 当該投資信託等の期首残高から期末残高への調整表（当該投資信託等の連結貸借対照表計上額の合計額に重要性が乏しい場合を除く。）
- 四 連結決算日における解約又は買戻請求に関する制限の内容ごとの内訳（投資信託等について、信託財産又は資産を主として金融商品に対する投資として運用することを目的としている場合に限り、その投資信託等の連結貸借対照表計上額の合計額に重要性が乏しい場合を除く。）

[6～9 略]

（賃貸等不動産に関する注記）

第15条の24 賃貸等不動産（棚卸資産に分類される不動産以外の不動産であつて、賃貸又は譲渡に

よる収益又は利益を目的として所有又は使用权資産（借手（リースにおいて原資産を使用する権利を一定期間にわたり対価と交換に獲得する者をいう。以下この項及び次項並びに第 67 条の 2 第 1 項第 1 号において同じ。）が原資産をリース期間にわたり使用する権利を表す資産をいう。以下同じ。）の形でリースの借手が保有する不動産をいう。以下この条及び第 225 条において同じ。）がある場合には、次に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、賃貸等不動産の総額に重要性が乏しい場合には、注記を省略することができる。

〔一～四 略〕

〔2・3 略〕

（リースに係る収益及び損益の表示方法）

第 67 条の 2 次に掲げる項目の金額は、その内容を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

〔一・二 略〕

三 オペレーティング・リース（ファイナンス・リース以外のリースをいう。第 286 条の 2 において同じ。）に係る収益（貸手（リースにおいて原資産を使用する権利を一定期間にわたり対価と交換に提供する者をいう。）のリース料に含まれるものに限る。同条において同じ。）

2 〔略〕

© Sanseido Co.,Ltd.2026

判例速報

—模範六法<2026>追録—

2026年3月1日

編修／三省堂編修所
発行／株式会社 三省堂
東京都千代田区麴町 5-7-2
